初山別村地域防災計画

≪　資 料 編　≫

令和６年３月

初山別村防災会議

〔目　　次〕

資　料　編

〔防　災　組　織　等〕 1
○ 資料１－１　関係機関等の連絡先 1
○ 資料１－２　災害対策本部掲示板 7
○ 資料１－３　標旗 7
○ 資料１－４　腕章 8
○ 資料１－５　自主防災組織の設立状況 9
○ 資料１－６　消防組織及び消防施設の現況 10

〔気象・震度階級等〕 11
○ 資料２－１　災害の記録 11
○ 資料２－２　気象等に関する警報・注意報発表基準 18
○ 資料２－３　雨量及び水位の観測所 19
○ 資料２－４　気象庁震度階級関連解説表 20

〔災害危険区域等〕 24
○ 資料３－１　水防区域・重要水防箇所 24
○ 資料３－２　ため池一覧 25
○ 資料３－３　雪崩危険箇所 25
○ 資料３－４　高波・高潮・津波等危険区域 25
○ 資料３－５　土砂災害（特別）警戒区域 26
○ 資料３－６　削除 26
○ 資料３－７　山地災害危険地区 27
○ 資料３－８　危険物貯蔵所等所在一覧 29

〔避難・救援等〕 30
○ 資料４－１　避難施設一覧 30
○ 資料４－２　土砂災害警戒区域における警戒避難体制 31
○ 資料４－３　備蓄倉庫 33
○ 資料４－４　物資・資機材等購入及び調達先一覧 33
○ 資料４－５　救助活動拠点・救援物資集積拠点 33
○ 資料４－６　医療機関一覧 34
○ 資料４－７　水道施設一覧 35
○ 資料４－８　火葬場施設一覧 35
○ 資料４－９　遺体埋葬場所一覧 35

〔通信・輸送〕 36
○ 資料５－１　災害情報等報告取扱要領 36
○ 資料５－２　災害時優先電話・衛星電話一覧 45
○ 資料５－３　緊急輸送道路 46
○ 資料５－５　ヘリコプター離着陸場 46
○ 資料５－６　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領 47
○ 資料５－７　ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領 52

〔 応　　急　　・　　復　　旧 〕 56
○ 資料６－１　従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者 56
○ 資料６－２　従事命令等の実施手続き 57
○ 資料６－３　事業別国庫負担等一覧 61
○ 資料６－４　応急金融の大要 66

〔 条　　例　　・　　協　　定　　等 〕 80
○ 資料７－１　初山別村防災会議条例 80
○ 資料７－２　初山別村災害対策本部条例 82
○ 資料７－３　災害弔慰金の支給等に関する条例 83
○ 資料７－４　災害応援協定一覧 86

〔 様　　式 〕 95
○ 別記第１号様式　参集途上被害状況報告書 95
○ 別記第２号様式　職員参集状況報告書 96
○ 別記第３号様式　職員等安否確認調査票 97
○ 別記第４号様式　職員参集状況集計表 98
○ 別記第５号様式　水防活動実施報告 99
○ 別記第６号様式　気象通報等受理票 100
○ 別記第７号様式　避難者カード 101
○ 別記第８号様式　避難者名簿 102
○ 別記第９号様式　自衛隊の災害派遣要請について 103
○ 別記第 10 号様式　自衛隊の災害派遣部隊撤収要請について 104
○ 別記第 11 号様式　救急状況調書 105
○ 別記第 12 号様式　救急状況記録集計表 106
○ 別記第 13 号様式　世帯構成員別被害状況 107
○ 別記第 14 号様式　物資購入（配分）計画表 107
○ 別記第 15 号様式　物資給与及び受領簿 108
○ 別記第 16 号様式　救助種目別物資受払簿 109
○ 別記第 17 号様式　指定避難所設置及び受入状況 110
○ 別記第 18 号様式　応急仮設住宅台帳 111
○ 別記第 19 号様式　炊き出し給与状況 112
○ 別記第 20 号様式　飲料水の供給簿 113
○ 別記第 21 号様式　物資の給与状況 114
○ 別記第 22 号様式　救護班活動状況 115
○ 別記第 23 号様式　病院診療所医療実施状況 116
○ 別記第 24 号様式　助産台帳 117
○ 別記第 25 号様式　被災者救出状況記録簿 118
○ 別記第 26 号様式　住宅応急修理記録簿 119
○ 別記第 27 号様式　学用品の給与状況 120
○ 別記第 28 号様式　遺体処理台帳 121
○ 別記第 29 号様式　埋葬台帳 122
○ 別記第 30 号様式　障害物除去の状況 123
○ 別記第 31 号様式　輸送記録簿 124
○ 別記第 32 号様式　賃金作業員雇用台帳 125

〔 防 災 組 織 等 〕

○ 資料１－１　関係機関等の連絡先

１　初山別村

機　関　名	所　在　地	電話番号
初山別村役場	初山別村字初山別 96 番地 1	0164-67-2211
自然交流センター	初山別村字初山別 155-1	0164-67-2136

２　消防機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
北留萌消防組合		
消防本部	羽幌町南 5 条 4 丁目 6 番地	0164-62-1220
消防署	羽幌町南 5 条 4 丁目 6 番地	0164-62-1246
初山別支署・初山別村消防団	初山別村字初山別 103	0164-67-2236

３　北海道

(1)　振興局等

機　関　名	所　在　地	電話番号	
留萌振興局			
地域創生部危機対策室	留萌市住之江町 2 丁目 1-2	代　　表	0164-42-8404
		ダイヤルイン	0164-42-8426
		FAX 番 号	0164-42-2596
留萌建設管理部（治水課）		0164-42-8375	
羽幌出張所	羽幌町寿町 2 番地	0164-62-1256	
保健環境部保健行政室（留萌保健所）	留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2	0164-42-8310	
森林室	留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2	0164-42-8380	
留萌家畜保健衛生所	天塩郡幌延町元町 6 番地の 1	01632-5-1165	
留萌農業改良普及センター	羽幌町南 6 条 2 丁目 16 番地の 4	0164-62-1779	
留萌教育局	留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2	0164-42-8398	
北海道立羽幌病院	羽幌町栄町 110 番地	0164-62-6060	

(2)　危機対策局

部名	局課名	係名	所 在 地	電　話　番　号		FAX 番号
				代表（内線）	ダイヤルイン	
総務部	危機対策局 危機対策課	調整係	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-231-4111	011-204-5007	011-231-4314 011-251-6242
				内線 22-552		
				内線 22-561		
		危機管理係		内線 22-556	011-204-5014	
				内線 22-572		
		災害対策係		内線 22-554	011-204-5900	
				内線 22-587		
		海溝型地震対策室		内線 22-565	011-206-7859	
				内線 22-569		
		教育訓練係		内線 22-588	011-206-7804	
				内線 22-568		

		消防係		内線 22-590	011-204-5009	
				内線 22-578		
		救急係		内線 22-590		
				内線 22-577		
	危機対策局 原子力安全対策課	企画係		内線 22-852	011-204-5011	011-232-1101
				内線 22-861		
		防災係		内線 22-854	011-204-6758	
				内線 22-865		
		環境安全係		内線 22-853	011-204-5012	
				内線 22-866		
	危機対策局	休日・夜間 （当直室）		内線 22-586	011-231-3398	011-231-3402

(3)　防災航空室

部名	課名	室名	所 在 地	電　話　番　号	FAX 番号
総務部	危機対策課	防災航空室	札幌市東区栄町 964 番地陸上自衛隊丘珠駐屯地内	011-782-3233	011-782-3234

4　北海道警察

機　関　名	所　在　地	電話番号
北海道旭川方面羽幌警察署	羽幌町南 4 条 4 丁目 13	0164-62-1110
羽幌警察署　初山別警察官駐在所	初山別村字初山別 105	0164-67-2003

5　指定地方行政機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
北海道開発局留萌開発建設部（総務課）	留萌市寿町 1 丁目 68 番地	0164-42-2312
羽幌道路事務所	羽幌町栄町 57 番地の 2	0164-62-2195
留萌港湾事務所	留萌市大町 1 丁目 1 番地 1	0164-42-1205
北海道財務局旭川財務事務所	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号 旭川地方合同庁舎	0166-31-4151
北海道農政事務所旭川地域拠点	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号 旭川地方合同庁舎	0166-30-9300
北海道森林管理局留萌北部森林管理署	天塩町新栄通 6 丁目	01632-2-1151
羽幌森林事務所	羽幌町南 7 条 1 丁目	0164-62-1188
札幌管区気象台	札幌市中央区北 2 条西 18-2	011-611-6127
旭川地方気象台	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号 旭川地方合同庁舎	0166-32-7102
第一管区海上保安本部 留萌海上保安部（警備救難課）	留萌市大町 3 丁目 37 の 1	0164-42-9118
北海道労働局留萌労働基準監督署	留萌市大町 2 丁目 12 留萌地方合同庁舎	0164-42-0463
留萌公共職業安定所	留萌市大町 2 丁目 12 留萌地方合同庁舎	0164-42-0388
北海道運輸局旭川運輸支局（総務企画担当）	旭川市春光町 10-1	0166-51-5271

６　自衛隊

(1)　陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
北部方面総監部	防衛部運用室	札幌市中央区南 26 条西 10 丁目	011-511-7116 内線 2574～2576
第 2 師団司令部	第 3 部防衛班	旭川市春光町	0166-51-6111 内線 2791(当直 2300)
留萌駐屯地司令 （第 26 普通科連隊)	連隊第 3 科	留萌市緑ヶ丘町 1-6	0164-42-2655 内線 230(当直 302)

(2)　海上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
大湊地方総監部	防衛部 3 室	青森県むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111 内線 2224(当直 2222)
函館基地隊司令	警備科	函館市大町 10-3	0138-23-4241 内線 224(当直 300)

(3)　航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
北部航空方面隊司令部	防衛部	青森県三沢市後久保 125-7	0176-53-4121 内線 2353(当直 3901)
第 2 航空団司令	防衛部	千歳市平和無番地	0123-23-3101 内線 2231(当直 3800)

7　指定公共機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
日本郵便(株)北海道支社 支社長室総務部広報・CSR 担当	札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 3 番地	011-214-4005
初山別郵便局	初山別村字初山別 106-1	0164-67-2200
豊岬郵便局	初山別村字豊岬 213	0164-67-2300
有明郵便局	初山別村字有明 48-9	0164-68-1111
東日本電信電話(株)北海道事業部災害対策室	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2-4 大通 4 丁目ビル 6 階	011-212-4466
北海道電力(株)羽幌ネットワークセンター	羽幌町栄町 175 番地の 9	0164-62-1047
日本赤十字社北海道支部初山別村分区	初山別村字初山別 96 番地 1	0164-67-2211
日本放送協会旭川放送局	旭川市 6 条通 6 丁目 27 番地	0166-24-7000

8　指定地方公共機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
一般社団法人留萌医師会	留萌市花園町 3 丁目 5-33 ハイツアスターA　1 階	0164-43-2020
一般社団法人留萌歯科医師会	留萌市沖見町 2 丁目 53 番地 のだ歯科クリニック内	0164-43-8600
オロロン土地改良区	羽幌町南 6 条 2 丁目 16-4	0164-62-2099
一般社団法人北海道 LP ガス協会留萌支部	留萌市開運町 3 丁目 4-16	0164-42-4671
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目北海道社会福祉総合ｾﾝﾀｰ「かでる 2・7」	011-241-3976

９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名		所　在　地	電話番号
るもい農業協同組合（初山別支所）		初山別村字豊岬 187-1	0164-67-2121
北るもい漁業協同組合（初山別支所）		初山別村字初山別 361	0164-67-2034
初山別村商工会		初山別村字初山別 147	0164-67-2911
遠別初山別森林組合		遠別町幸和	01632-7-2412
初山別建設協会		初山別村字初山別 147	0164-67-2231
社会福祉法人初山別村社会福祉協議会		初山別村字初山別 149	0164-67-2133
日本水難救済会北海道支部初山別救難所		初山別村字初山別 361	0164-67-2034
羽幌町外 2 町村衛生施設組合		羽幌町字築別 815 番地	0164-68-1001
留萌漁船保険組合		留萌市明元町 5 丁目 15 水産ビル 1F	0164-42-2705
北海道漁業協同組合連合会留萌支店		留萌市明元町 5 丁目 15 番地	0164-42-2572
共聴施設	初山別テレビ共同受信施設組合	初山別村字初山別	0164-69-4544
	南千代田地区テレビ共同受信施設組合	初山別村字千代田	0164-67-2865
	北千代田地区テレビ共同受信施設組合	初山別村字千代田	0164-67-2119
	豊岬テレビ共同受信施設組合	初山別村字明里	0164-67-2233
	南明里地区テレビ共同受信施設組合	初山別村字明里	0164-67-2805
	明里北地区テレビ共同受信施設組合	初山別村字明里	0164-67-2850

10　近隣市町村

市町村名	課名	係名	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
留萌市	危機対策室	危機対策係	077-8601	留萌市幸町 1 丁目 11 番地	0164-56-5005	0164-43-8778
増毛町	総務課	庶務係	077-0292	増毛町弁天町 3 丁目 61 番地	0164-53-1111	0164-53-2348
小平町	企画振興課	企画振興係	078-3392	小平町字小平町 216 番地	0164-56-2111	0164-56-2110
苫前町	総務財政課	総務係	078-3792	苫前町字旭 37 番地の 1	0164-64-2211	0164-64-2142
羽幌町	総務課	総務係	078-4198	羽幌町南町 1 番地の 1	0164-62-1211	0164-62-1219
遠別町	総務課	企画振興係	098-3543	遠別町字本町 3 丁目 37 番地	01632-7-2111	01632-7-3695
天塩町	住民課	住民安全係	098-3398	天塩町新栄通 8 丁目	01632-2-1001	01632-2-2659

11　要配慮者利用施設等

(1)　福祉施設

施設名	施設種別	所在地	連絡先 (0164)	ハザードマップにおける洪水氾濫危険区域	土砂災害 (特別) 警戒区域
高齢者生活福祉センター (やすらぎ)	老人福祉 介護保険	初山別村初山別 149	67-2133	(旧○)	
グループホーム エルムの里	老人福祉	初山別村字有明 336-1	68-1818		
障害者支援施設 初山別学園	指定障害者 支援施設	初山別村字明里 165-7	67-2244		
障害者支援施設 風連別学園	指定障害者 支援施設	初山別村字明里 165-7	67-2377		

(2)　学校（小中学校・保育所等）

名　　称	所　　在　　地	連絡先 (0164)	ハザードマップ に おけ る 洪水氾濫危険区域	土砂災害 (特別) 警戒区域
初山別小学校	初山別村字初山別 173-1	67-2451	(旧○)	
初山別中学校	初山別村字初山別 173-1	67-2452	(旧○)	
ふじみへき地保育所	初山別村字初山別 153-1	67-2824	○	

(3)　医療施設

名　　称	所　　在　　地	連絡先 (0164)	ハザードマップ に おけ る 洪水氾濫危険区域	土砂災害 (特別) 警戒区域
村立初山別診療所	初山別村字初山別 136	67-2027	○	
村立初山別歯科診療所	初山別村字初山別 105	67-2800	○	

○ 資料１－２　災害対策本部掲示板

（注）
村名はいずれも黒文字

○ 資料１－３　標旗

標　旗　（　自　動　車　用　）

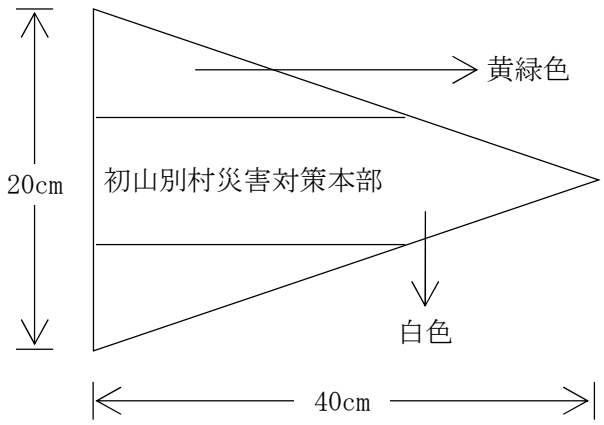

○ 資料１－４　腕章

本　部　長　用

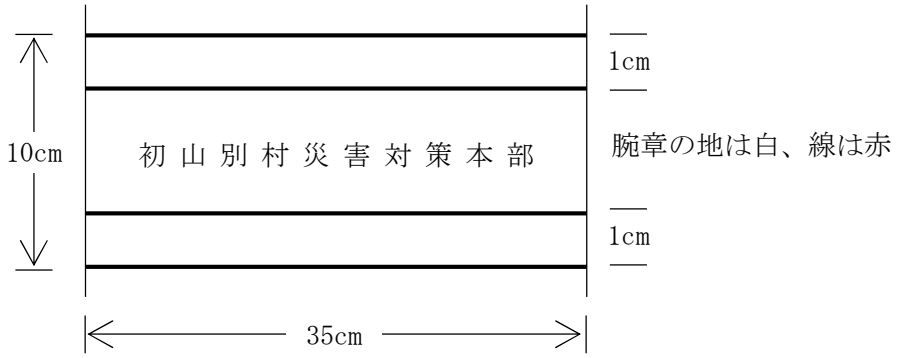

副　部　長　用

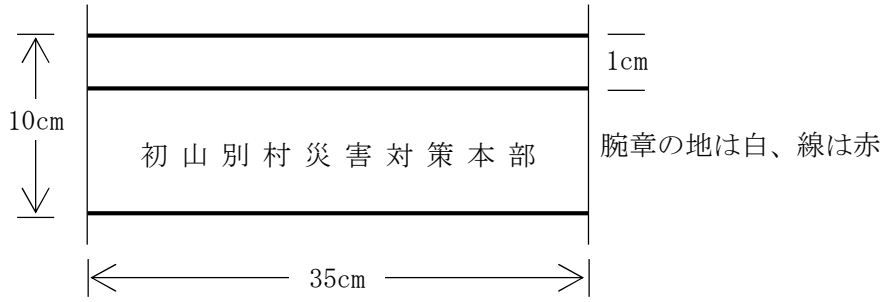

部　長　用

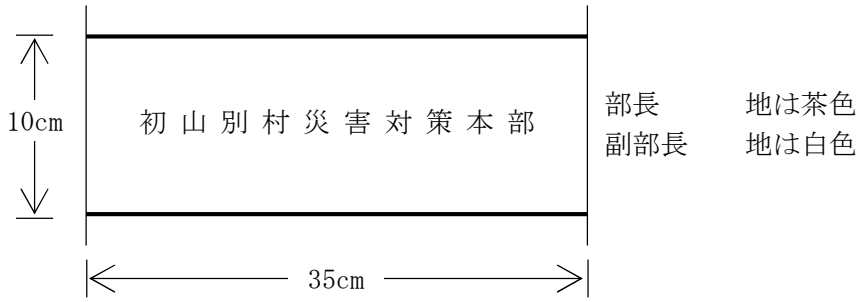

部　員　用

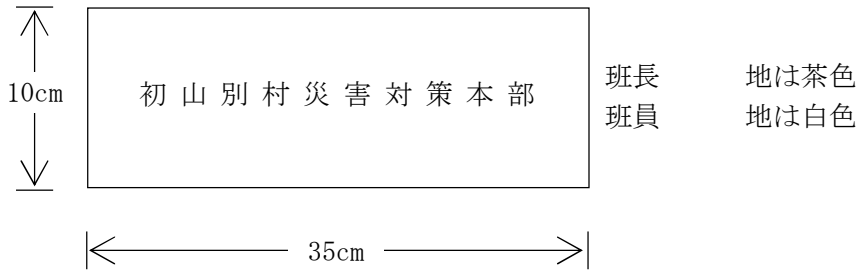

○ 資料１－５　自主防災組織の設立状況

（令和４年４月１日現在）

１　自主防災組織

№.	組織名称	設立年月日	自治会等名	世帯数	組織形態	備　　考
1	明里南自主防災組織	H30.4.16	南明里自治会	17	重複型	
2	自主防災組織有明北自治会	H30.6.7	有明北自治会	19	重複型	
3	北明里自主防災の会	H30.6.10	明里北自治会	14	重複型	
4	共和・自主防災の会	H30.11.30	共和町内会	33	重複型	
5	中央町内会自主防災組織	R2.1.26	中央町内会	32	重複型	
6	第一町内自主防災会	R2.1.24	第一町内会	52	重複型	
7	ふじみ町内会自主防災組織	R2.12.14	ふじみ町内会	120	重複型	
8	北斗町内会自主防災組織	R3.7.15	北斗町内会	31	重複型	
9	豊岬南町内会自主防災組織	R4.4.1	豊岬南町内会	62	重複型	
10	豊岬北町内会自主防災組織	R4.4.1	豊岬北町内会	53	重複型	

○ 資料１－６　消防組織及び消防施設の現況

（令和４年４月現在）

１　消防組織図

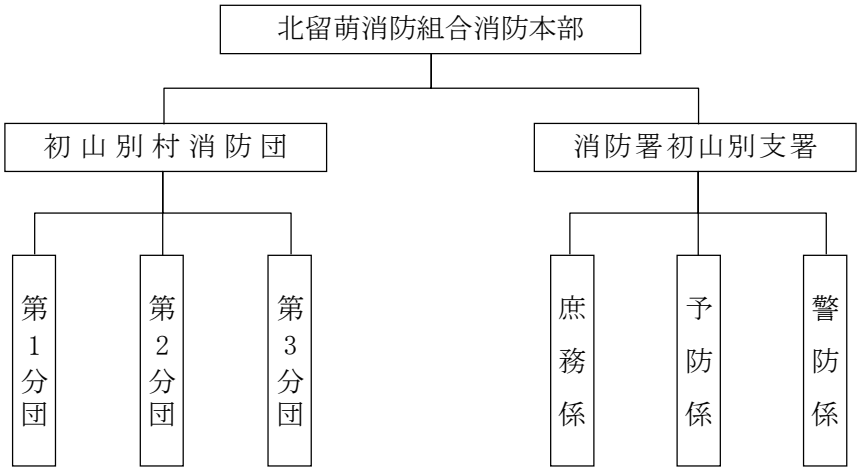

２　消防署初山別支署の職員構成

階級別	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	合計
人数	－	1	1	－	1	3	6

３　消防団員の配置と管轄区域

区分		定員数	団員数	管轄区域
初山別村消防団	本　　団	2	2	団長・副団長
	第１分団	27	26	字初山別・千代田
	第２分団	18	17	字豊岬・明里・大沢・共成
	第３分団	13	10	字有明・栄１・２・３
	計	60	55	

４　消防施設の状況

車両		
消防支署	大型水そう車	１台
	指令広報車	1
	水槽付消防ポンプ自動車	2
消防	小型動力ポンプ	6
	積載車	3

消防用水利	
防火水そう 40t 以上	26
防火水そう 40t 未満	1
消火栓	19
消防用水路	－
その他消防用指定水利	1

〔 気象・震度階級等 〕

○ 資料２－１　災害の記録

（令和４年12月現在）

発生年月	災害の種類	被害状況	
大正　4.12	台　風	家屋全壊	51戸
		〃　半壊	72戸
		漁船流失	70隻
昭和　29. 9	暴　風　雨	家屋全壊	19戸
		〃　半壊	142戸
		〃　軽壊	700戸
		〃床下浸水	5戸
昭和　30. 7	大　雨	道路決壊	11か所
		橋りょう流失	1か所
		堤防決壊	1か所
		えん堤決壊	2か所
		水産施設流失	11か所
昭和　37. 4	融　雪	道路埋没	10m
		道路決壊	15m
		河川決壊	90m
7	大　雨	河川決壊	40m
		農作物被害	106ha
昭和　38. 8	大　雨	住家半壊	1戸
		〃　浸水	38戸
		田畑冠水	1,014ha
		河川決壊	630m
		道路決壊	122m
		道路埋没	40m
		橋りょう流失	3か所
		山崩壊	3か所
昭和　40.11	集中豪雨	住家浸水	29戸
		河川決壊	30m
		農作物冠水	128ha
		道路流失	14m
		橋りょう流失	1か所
昭和　41. 7	集中豪雨	住家浸水	76戸
		田畑流失	57ha
		田畑冠水	475ha
		水路決壊	8か所
		河川決壊	1,869m
		道路流失	650m
		橋りょう流失	6か所
		山くずれ	6か所

発生年月	災害の種類	被害状況	
昭和　50. 9	大　　雨	田畑冠水	19.5ha
		道路決壊	18 か所
		河川決壊	17 か所
		橋りょう決壊	3 か所
		農業用施設	14 か所
		山腹崩壊	3 か所
昭和　52. 5	融　　雪	河川決壊	10 か所
昭和　55.10	暴　風　雨	漁船破損	3 隻
		防波堤決壊	1 か所
		船揚場決壊	1 か所
昭和　56. 4	融　　雪	河川決壊	2 か所
		農業施設決壊	3 か所
8	集 中 豪 雨	河川決壊	17 か所
		田	3.3ha
		畑	989ha
		道路崩壊	11 か所
		道路決壊	3 か所
		橋りょう決壊	1 か所
		水産施設流失	2 か所
		農業施設流失	7 か所
		林道崩壊	17 か所
8	台　　風	住家被害	7 戸
		非住家被害	2 戸
		農業被害	145ha
		水産被害	3 件
昭和　57. 8	大　　雨	農作物被害	2.55ha
		農業用施設流失	7 か所
		河川決壊	2 か所
昭和　58. 4	風　　雪	住家被害	7 戸
		農業用ハウス　倒壊	28 棟
昭和　59. 4	融　　雪	河川決壊	4 か所
		道路決壊	1 か所
10	暴　風　雨	漁船沈没	1 隻
		漁具流失（定置）	5 か所
昭和　60. 4	融　　雪	河川決壊	3 か所
		山腹崩壊	1 か所
		農業用施設流失決壊	2 か所
		農地崩壊	1 か所
昭和　61. 4	融　　雪	河川決壊	9 か所
		道路決壊	1 か所
		農業用施設	2 か所

発生年月	災害の種類	被害状況	
昭和　61．9	集中豪雨	農作物被害　田	0.6ha
		畑	0.5ha
昭和　62．4	融雪	河川決壊	6か所
		道路決壊	1か所
		農業用施設決壊（用水路）	2か所
昭和　63．4	融雪	河川決壊	3か所
		道路決壊	1か所
		農業用施設	4か所
平成　元．4	融雪	農業用施設	3か所
8	台風	水稲被害	10ha
平成　2．4	強風	農業用ハウス倒壊	20棟
		漁船沈没	1隻
		漁具漁網流失	
4	融雪	河川決壊	3か所
		農業用施設	6か所
11	暴風雨	住家破損	5戸
		非住家破損	9戸
		農業用施設	1か所
		公園施設	3か所
平成　3．3	融雪	河川決壊	3か所
		農業用施設	8か所
平成　4．4	融雪	河川決壊	2か所
		農業用施設	7か所
7	大雨	田畑冠水	27ha
		田流失	2ha
		農業用施設	3か所
		河川決壊	7か所
		道路決壊	13か所
		崖崩れ	1か所
		林道決壊	2か所
		水道取水施設	1か所
		擬木橋	1か所
平成　5．4	融雪	農地法面決壊	1か所
		農業用施設	7か所
8	大雨	河川決壊	5か所
		道路法面決壊	3か所
		〃排水溝決壊	1か所
平成　6．4	融雪	農業用施設	10か所
		河川決壊	3か所
		道路決壊	2か所

発生年月	災害の種類	被害状況	
平成 6. 8	大　雨	田冠水	0.7ha
		畑冠水	9.6ha
		河川決壊	3か所
		水道施設	1か所
平成 7. 4	融　雪	農業用施設	9か所
		農地法面決壊	1か所
		河川決壊	2か所
11	暴風雪波浪	住家被害（一部破損）	2か所
		非住家被害（全壊）	1か所
		〃　（半壊）	29か所
		農業共同利用施設	2か所
		その他	3か所
		水産共同利用施設	1か所
		商工被害	1か所
		その他	2か所
平成 8. 4	融　雪	農業用施設	10か所
		河川決壊	1か所
9	竜　巻	住家被害（一部破損）	1か所
		非住家被害（半壊）	5か所
平成 9. 4	融　雪	水産その他施設	1か所
5	融　雪	その他	1件
8	大　雨	農業施設	6か所
平成 10. 3	暴　風	河川決壊	1か所
4	融　雪	道路決壊	1か所
		農業施設	1か所
		河川決壊	2か所
		道路決壊	1か所
4	融　雪	田決壊　4件	0.67ha
		農業共同利用施設	5か所
平成 11. 4	融　雪	河川決壊	2か所
7	大　雨	田決壊　1件	0.40ha
		農業用施設	6か所
7	大　雨	河川護岸決壊	15か所
		道路決壊	3か所
		林道決壊	1か所
		治山施設	1か所
		水道施設	3か所
		農業被害　農作物	23.1ha
平成 12. 4	融　雪	農地	2.73ha
		農業用施設	3か所
4	融　雪	農業用施設	4か所
5	融　雪	河川決壊	2か所

発生年月	災害の種類	被害状況	
平成 13. 2	着　　氷	漁船沈没	1 隻
4	融　　雪	農業用施設	6 か所
9	大　　雨	漁船破損	1 隻
9	大　　雨	農業用施設	4 か所
平成 16. 2	強　　風	営農施設	2 か所
9	台　　風	人的被害（軽傷）	3 名
		住家一部破損	10 か所
		非住家半壊	1 か所
		農作物	1,783.3ha
		農業共同利用施設	3 か所
		営農施設	163 か所
		農業その他	20 か所
		道路決壊	15 か所
		公園	4 か所
		漁業共同利用施設	4 か所
		漁具（網）	2 か所
		漁業その他	10 か所
		民有林林地	11.9ha
		民有地林道	5 か所
		水道施設	1 か所
		公立診療所	1 か所
		工業施設	2 か所
		商工施設その他	5 か所
		小学校	2 か所
		社会教育施設	1 か所
		社会福祉施設（法人）	2 か所
平成 17. 9	台　　風	土木被害（村工事道路）	2 か所
		社会教育施設	1 か所
平成 18. 8	大　　雨	農業施設	1 か所
		河川決壊	2 か所
		がけ崩れ	3 か所
平成 22. 3	暴　　風	農業施設	1 か所
4	暴　　風	農業施設	12 か所
7	大　　雨	農地	0.4ha
		農作物	37.8ha
		農業用施設	4 か所
		河川	20 か所
		道路	5 か所
		がけ崩れ	1 か所
		林道	12 か所
		水道	1 か所

発生年月	災害の種類	被害状況	
平成　22. 7	大　　雨	道路	3か所
		漁具	1か所
8	大　　雨	住宅（一部破損）	1か所
		住家床下浸水	4か所
		非住家半壊	1か所
		農地	0.41ha
		農業用施設	1か所
		河川	5か所
		道路	15か所
		土砂くずれ	6か所
		林地	1か所
		治山施設	2か所
9	暴　　風	漁具	2か所
平成　24.12	暴　風　雪	住宅（一部破損）	1か所
		非住家全壊	1か所
		非住家半壊	1か所
		営農施設	16か所
		農協等施設被害	1か所
平成　25. 3	暴　風　雪	営農施設	2か所
平成　26. 8	大　　雨	農作物（田・畑）	21.0ha
		農業用施設	9か所
		河川	14か所
		道路	11か所
		林道	7か所
平成　27.10	暴　　風	住家（一部破損）	3か所
		非住家全壊	1か所
		非住家半壊	5か所
		農業用施設	7か所
		水産共同利用施設	1か所
		漁網	3か所
		停電	7　戸
平成　29. 11	暴　　風	非住家倒壊	2か所
		農業用施設	1か所
12	暴　風　雪	非住家倒壊	1か所
		IP告知放送用アンテナ	1か所
平成　30. 9	台　　風	非住家（一部破損）	1か所
		社会福祉施設（一部破損）	1か所
		FWA中継局	1か所
9	停　　電	乳用牛	7　頭
	（胆振東部地震）	生乳	8　t
		商店	食品・食材

発生年月	災害の種類	被害状況	
令和　元.11	暴　風　雪	停電	150　戸
令和　2.11	大　　雨	土砂くずれ	1か所
令和　3. 9	大　　雨	河川	1か所
10	暴　　風	外灯倒壊	1か所
令和　4. 8	大　　雨	農地（田・畑）	37ha
		河川	10か所
		道路	4か所
		橋梁	3か所
		水道	1か所

○ 資料２－２　気象等に関する警報・注意報発表基準

（令和４年４月現在）

種類		発表基準		
警報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準※2	140	
	洪水	流域雨量指数基準※3	茂初山別川流域＝8.1、 初山別川流域＝14.3、 茂築別別川流域＝12.6	
		複合基準	－（基準なし）	
		指定河川洪水予報による基準	－（基準なし）	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s で雪による視程障害を伴う
			海上	25m/s で雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm	
	波浪	有意義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.3m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準※2	98	
	洪水	流域雨量指数基準※3	茂初山別川流域＝6.4、 初山別川流域＝11.4、 茂築別別川流域＝10.0	
		複合基準	茂初山別川流域＝(5,6.4)、 初山別川流域＝(5,11.4)、 茂築別別川流域＝(5,10)	
		指定河川洪水予報による基準	－（基準なし）	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	11m/s で雪による視程障害を伴う
			海上	15m/s で雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	1.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	60mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧	視程	陸上	200m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 30%、実効湿度 60%		
	なだれ	①　24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②　積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
	低温	4 月～6 月、8 月中旬～10 月：（平均気温）平年より 6℃以上低い 7 月～8 月上旬　：（気温）14℃以下が 12 時間以上継続 11 月～3 月　：（最低気温）平年より 12℃以上低い		
	霜	最低気温 3℃以下		
	着氷	船体着氷：水温 4℃以下　気温-5℃以下で風速 8m/s 以上		
	着雪	気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報（1 時間雨量）		90 mm		

（参考）大雨警報（浸水害）の危険度分布の基準値

表面雨量指数		
基準Ⅲ(大雨警報(浸水害)の基準を大きく超過した表面雨量指数基準)	基準Ⅱ (大雨警報(浸水害)基準)	基準Ⅰ (大雨注意報基準)
18	14	8

（参考）洪水警報の危険度分布の基準値

基準Ⅲ(洪水警報の流域雨量指数基準を大きく超過した基準)	基準Ⅱ(洪水警報基準)		基準Ⅰ(洪水注意報基準)	
流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準※1	流域雨量指数基準	複合基準※1
茂初山別川流域＝9.7 初山別川流域＝17.2 茂築別別川流域＝15.1	茂初山別川流域＝8.1 初山別川流域＝14.3 茂築別別川流域＝12.6	－（基準なし）	茂初山別川流域＝6.4 初山別川流域＝11.4 茂築別別川流域＝10	茂初山別川流域＝(5,6.4) 初山別川流域＝(5,11.4) 茂築別別川流域＝(5,10)

※1　表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

○ 資料２－３　雨量及び水位の観測所

（令和４年４月現在）

１　雨量観測所

観測地点	関係河川名	所在地	管理者	標高
初山別（気象）	初山別川	初山別村字初山別	旭川地方気象台	27.0m
千代田	初山別川	初山別村字千代田 239 番 1 地先道路敷（道道 9 線橋付近）	留萌振興局 留萌建設管理部	64.0m
有明ダム上流	茂築別川	初山別村国有林 223 林班	北海道	140.0m
有明ダム	茂築別川	北海道苫前郡初山別村字有明 882-7（有明ダム管理所内）	北海道	95.0m

２　水位観測所

水系名 河川名	観測地点 （所在地）	管理者	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位
初山別川 初山別川	初山別川 （初山別村字千代田 49 番 10 地先河川敷）	留萌振興局 留萌建設管理部	8.21m	9.11m	－	9.66m
茂築別川 茂築別川	七線 （初山別村字有明 607-1 地番河川敷）	北海道	－	－	－	－

○ 資料２－４　気象庁震度階級関連解説表

（平成 21 年 3 月 気象庁）

使用にあたっての留意事項

(1)　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2)　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3)　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4)　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5)　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6)　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用　　語	意　　味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

（注）気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

〔 災害危険区域等 〕

○ 資料３－１　水防区域・重要水防箇所

（令和４年４月現在）

１　水防区域

番号	危険区域						予想される被害			
	地区名	水系名	河川名	流心距離（km）	危険区域延長（m）	災害の要因	住家（戸）	公共施設（棟）	道路	その他
1	共成	オタコシベツ川	オタコシベツ川	上流から 9	右岸 9,000	溢水決壊	6		村道歌越別第２線	田畑
2	〃	〃	共成第４の沢川	オタコシベツ川合流点から上流 3	両岸 3,000	〃	3		村道歌越別支線	田畑
3	明里	風連別川	小沢川	風連別川合流点から上流 6	両岸 2,500	〃	5		南明里小沢	田畑
4	栄	モセタキナイ川	モセタキナイ川	河口から上流 3	左岸 1,000	〃	1		国道 232 号線	田畑
5	〃	セタキナイ川	セタキナイ川	河口から上流 3.6	両岸 3,600	〃	2		道道 612 号線	田畑
6	〃	〃	栄小沢川	分岐点から上流 3.5	両岸 1,000	〃			村道榮４線	田畑
7	〃	〃	木田の沢川	セタキナイ川合流点から上流 1.6	両岸 1,0000	〃	2		村道セタキナイ線	田畑
8	有明	〃	七線沢川	七線橋から上流 6.5	両岸 700	〃			村道有明 7 線沢支線	田畑
9	初山別	茂初山別川	茂初山別川	河口から上流 0.5	両岸 500	溢水	8		国道 232 号線	
10	初山別	初山別川	初山別川	河口から 5	両岸 4,000	溢水決壊			道道 448 号線	田畑
11	有明	茂築別川	茂築別川	河口から上流 10		溢水決壊	4		道道 708 号線	
12	〃	〃	六線沢川			〃				

２　重要水防箇所

河川名	右・左岸	起点位置（ｋｍ）			終点位置（ｋｍ）			重要水防区域延長	重要度※	築堤有・無	備考
		地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
茂初山別川	左岸	千代田	(国)開運橋から 1.60km 上流	1.80	千代田	(国)開運橋から 2.00km 上流	2.20	0.40	B	無	
セタキナイ川	左岸	栄	(村)二号橋から 0.60km 上流	1.70	栄	(村)共栄橋から 0.40km 下流	2.10	0.40	B	有	
セタキナイ川	左岸	栄	(村)共栄橋から 0.10km 上流	2.60	栄	(村)農道橋から 0.10km 下流	3.00	0.40	B	有	

（注）道指定：本村に国指定の重要水防箇所は該当なし

※　Ｂ：水防上重要な区間（計画高水位が現況堤防の計画余裕高外となる個所など）

○ 資料３－２　ため池一覧

（令和４年４月現在）

No.	ため池の名称	所在地	管理者	貯水量（㎥）	備考
1	六線沢ため池	初山別村字有明 522	オロロン土地改良区	230,000	

○ 資料３－３　雪崩危険箇所

（令和４年４月現在）

No.	箇所番号	箇所名	No.	箇所番号	箇所名
1	Ⅰ-2435	初山別南千代田３	4	Ⅰ-2438	初山別豊岬１
2	Ⅰ-2436	初山別ふじみ町内１	5	Ⅰ-2439	初山別豊岬３
3	Ⅰ-2437	初山別ふじみ町内２	6	Ⅰ-2440	初山別南明里

○ 資料３－４　高波・高潮・津波等危険区域

（令和４年４月現在）

No.	市町村名	海岸名	危険区域の現況				法令等における指定状況					
			海岸線危険区域延長（m）	指定済延長（m）	海岸保全施設のある区域延長（m）	災害の要因	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	予想区域との関連	
											全部	一部
1	初山別村	栄	6,937	6,937	681	高波	道	海岸法	S36.4. 1	1,228	○	
2	〃	有明	2,983	2,983	1,659	高潮、津波	〃	〃	S36.5.30	〃	○	
3	〃	豊岬	4,443	4,443	2,243	〃	〃	〃	〃	〃		
4	〃	大沢	2,426	2,426	0	〃	〃	〃	〃	〃		
5	〃	共成	4,344	4,344	150	〃	〃	〃	〃	〃		
6	〃	初山別	2,809	2,439	990	〃	〃	〃	〃	〃		

○ 資料３－５　土砂災害（特別）警戒区域

（令和４年４月現在）

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
地すべり	字栄	第１栄	5-52-318	令和２年12月８日	○	－
急傾斜地の崩壊	字有明	初山別有明	Ⅱ-5-135-1716	平成31年３月12日	○	○
急傾斜地の崩壊	字栄	初山別栄	Ⅱ-5-135-1717	平成31年３月12日	○	○
土石流	字栄、字有明	有明沢川	Ⅱ-52-0150	平成31年３月12日	○	－
土石流	字有明	東山の沢川	Ⅱ-52-0160	平成31年３月12日	○	○
土石流	字栄	第一栄２の沢川	Ⅱ-52-0140	平成31年３月12日	○	－
急傾斜地の崩壊	字明里	初山別南明里	I-5-116-2333	平成29年３月７日	○	○
急傾斜地の崩壊	字豊岬	初山別豊岬４	Ⅱ-5-138-1719	平成29年３月７日	○	○
急傾斜地の崩壊	字豊岬	初山別豊岬５	I-5-114-2331	平成29年３月７日	○	○
急傾斜地の崩壊	字豊岬	初山別豊岬６	I-5-115-2332	平成29年３月７日	○	○
急傾斜地の崩壊	字豊岬	初山別豊岬７	Ⅱ-5-139-1720	平成29年３月７日	○	○
急傾斜地の崩壊	字豊岬	初山別豊岬８	Ⅱ-5-140-1721	平成29年３月７日	○	○
急傾斜地の崩壊	字豊岬	初山別豊岬９	Ⅱ-5-141-1722	平成29年３月７日	○	○
土石流	字明里、字大沢	北明里２の沢川	Ⅱ-52-0020	平成29年３月７日	○	－
土石流	字明里、字大沢	北明里の沢川	Ⅱ-52-0010	平成29年３月７日	○	○
土石流	字明里	南明里の沢川	Ⅱ-52-0030	平成29年３月７日	○	－
土石流	字明里	明里の沢川	Ⅱ-52-0040	平成29年３月７日	○	－
急傾斜地の崩壊	字豊岬	初山別豊岬１	I-5-112-2329	平成27年９月24日	○	○
急傾斜地の崩壊	字豊岬	初山別豊岬２	I-5-113-2330	平成27年９月24日	○	○
急傾斜地の崩壊	字豊岬	初山別豊岬３	Ⅱ-5-137-1718	平成27年９月24日	○	－
急傾斜地の崩壊	字初山別	初山別ふじみ町内１	I-5-110-2327	平成26年11月25日	○	○
急傾斜地の崩壊	字初山別	初山別ふじみ町内２	I-5-111-2328	平成26年11月25日	○	○
土石流	字千代田	北千代田１の沢川	Ⅱ-52-0060	平成26年11月25日	○	－
土石流	字千代田	北千代田２の沢川	Ⅱ-52-0070	平成26年11月25日	○	○
土石流	字千代田	北千代田３の沢川	Ⅱ-52-0080	平成26年11月25日	○	○
土石流	字千代田	千代田１の沢川	Ⅱ-52-0090	平成26年11月25日	○	○
土石流	字千代田	千代田２の沢川	Ⅱ-52-0110	平成26年11月25日	○	○
土石流	字千代田	千代田３の沢川	Ⅱ-52-0120	平成26年11月25日	○	－
土石流	字千代田	南千代田の沢川	Ⅱ-52-0100	平成26年11月25日	○	○
				指定箇所計	29	20
				未指定箇所計	0	0
				合計箇所計	29	20

○ 資料３－６　削除

○ 資料３－７　山地災害危険地区

※国有林を除く。

（令和５年４月現在　）

１　山腹崩壊危険地区

No.	字名	危険地区名	No.	字名	危険地区名
1	字大沢	山 485-485-0001	19	字栄	山 485-485-5001
2	字明里	山 485-485-0002	20	字栄	山 485-485-5002
3	字豊岬	山 485-485-0003	21	字栄	山 485-485-5003
4	字豊岬	山 485-485-0005	22	字栄	山 485-485-5004
5	字豊岬	山 485-485-0006	23	字栄	山 485-485-5005
6	字豊岬	山 485-485-0007	24	字栄	山 485-485-5006
7	字有明	山 485-485-0008	25	字栄	山 485-485-5007
8	字有明	山 485-485-0009	26	字栄	山 485-485-5008
9	字有明	山 485-485-0010	27	字栄	山 485-485-5009
10	字有明	山 485-485-0011	28	字明里	山 485-485-5010
11	字有明	山 485-485-0012	29	字明里	山 485-485-5011
12	字有明	山 485-485-0013	30	字明里	山 485-485-5012
13	字有明	山 485-485-0014	31	字大沢	山 485-485-5013
14	字明里	山 485-485-0016	32	字大沢	山 485-485-5014
15	字千代田	山 485-485-0017	33	字大沢	山 485-485-5015
16	字明里	山 485-485-0018	34	字大沢	山 485-485-5016
17	字有明	山 485-485-0019	35	字大沢	山 485-485-5017
18	字有明	山 485-485-0020			

２　崩壊土砂流出危険地区

No.	字名	危険地区名	No.	字名	危険地区名
1	字共成	崩 485-485-0001	56	字有明	崩 485-485-0056
2	字共成	崩 485-485-0002	57	字有明	崩 485-485-0057
3	字共成	崩 485-485-0003	58	字有明	崩 485-485-0058
4	字共成	崩 485-485-0004	59	字有明	崩 485-485-0059
5	字共成	崩 485-485-0005	60	字有明	崩 485-485-0060
6	字共成	崩 485-485-0006	61	字有明	崩 485-485-0061
7	字大沢	崩 485-485-0007	62	字有明	崩 485-485-0062
8	字大沢	崩 485-485-0008	63	字有明	崩 485-485-0063
9	字明里	崩 485-485-0009	64	字豊岬	崩 485-485-0064
10	字明里	崩 485-485-0010	65	字千代田	崩 485-485-0065
11	字明里	崩 485-485-0011	66	字有明	崩 485-485-0066
12	字千代田	崩 485-485-0012	67	字共成	崩 485-485-0067
13	字千代田	崩 485-485-0013	68	字大沢	崩 485-485-0068
14	字豊岬	崩 485-485-0014	69	字明里	崩 485-485-0069
15	字豊岬	崩 485-485-0015	70	字明里	崩 485-485-0070
16	字初山別	崩 485-485-0016	71	字明里	崩 485-485-0071
17	字初山別	崩 485-485-0017	72	字有明	崩 485-485-0072
18	字千代田	崩 485-485-0018	73	字明里	崩 485-485-5001
19	字千代田	崩 485-485-0019	74	字大沢	崩 485-485-5002
20	字千代田	崩 485-485-0020	75	字大沢	崩 485-485-5003
21	字千代田	崩 485-485-0021	76	字大沢	崩 485-485-5004
22	字千代田	崩 485-485-0022	77	字大沢	崩 485-485-5005
23	字千代田	崩 485-485-0023	78	字大沢	崩 485-485-5006
24	字千代田	崩 485-485-0024	79	字大沢	崩 485-485-5007
25	字千代田	崩 485-485-0025	80	字栄	崩 485-485-5008
26	字千代田	崩 485-485-0026	81	字栄	崩 485-485-5009
27	字千代田	崩 485-485-0027	82	字栄	崩 485-485-5010
28	字千代田	崩 485-485-0028	83	字栄	崩 485-485-5011
29	字千代田	崩 485-485-0029	84	字栄	崩 485-485-5012
30	字千代田	崩 485-485-0030	85	字栄	崩 485-485-5013
31	字千代田	崩 485-485-0031	86	字栄	崩 485-485-5014
32	字千代田	崩 485-485-0032	87	字明里	崩 485-485-5015
33	字栄	崩 485-485-0033	88	字明里	崩 485-485-5016
34	字栄	崩 485-485-0034	89	字明里	崩 485-485-5017
35	字栄	崩 485-485-0035	90	字明里	崩 485-485-5018
36	字栄	崩 485-485-0036	91	字大沢	崩 485-485-5019
37	字栄	崩 485-485-0037	92	字大沢	崩 485-485-5020
38	字栄	崩 485-485-0038	93	字明里	崩 485-485-5021
39	字栄	崩 485-485-0039	94	字明里	崩 485-485-5022
40	字栄	崩 485-485-0040	95	字大沢	崩 485-485-5023
41	字栄	崩 485-485-0041	96	字栄	崩 485-485-5024
42	字栄	崩 485-485-0042	97	字大沢	崩 485-485-5025
43	字栄	崩 485-485-0043	98	字大沢	崩 485-485-5026
44	字栄	崩 485-485-0044	99	字大沢	崩 485-485-5027
45	字栄	崩 485-485-0045	100	字明里	崩 485-485-5028
46	字栄	崩 485-485-0046	101	字明里	崩 485-485-5029
47	字栄	崩 485-485-0047	102	字明里	崩 485-485-5030
48	字有明	崩 485-485-0048	103	字明里	崩 485-485-5031
49	字有明	崩 485-485-0049	104	字栄	崩 485-485-5032
50	字有明	崩 485-485-0050	105	字栄	崩 485-485-5033
51	字有明	崩 485-485-0051	106	字栄	崩 485-485-5034
52	字有明	崩 485-485-0052	107	字栄	崩 485-485-5035
53	字有明	崩 485-485-0053	108	字栄	崩 485-485-5036
54	字有明	崩 485-485-0054	109	字栄	崩 485-485-5037
55	字有明	崩 485-485-0055			

○ 資料３－８　危険物貯蔵所等所在一覧

（令和４年４月現在）

１　給油取扱所

事業者名	所在地	種別	品名	数量（ﾘｯﾄﾙ）	指定数量の倍数
るもい農業協同組合初山別給油所	字初山別	第４類	ガソリン	30,000	150.00
			軽油	20,000	20.00
			計	50,000	170.00

２　一般取扱所

事業者名	所在地	種別	品名	数量（ﾘｯﾄﾙ）	指定数量の倍数
有限会社初山別総業（小口詰替）	字初山別	第４類	灯油	10,000	10.00
			計	10,000	10.00

３　地下タンク貯蔵所

事業者名	所在地	種別	品名	数量（ﾘｯﾄﾙ）	指定数量の倍数
初山別村高齢者生活福祉センター	字初山別	第４類	重油	3,000	1.50
			計	3,000	1.50
村立初山別中学校	字初山別	第４類	灯油	1,900	1.90
			計	1,900	1.90
初山別村自然交流センター	字初山別	第４類	重油	5,000	2.50
			計	5,000	2.50
初山別村コミュニティセンター	字豊岬	第４類	灯油	6,000	6.00
			計	6,000	6.00
初山別学園・風連別	字豊岬	第４類	重油	10,000	5.00
			重油	10,000	5.00
			計	20,000	10.00

４　移動タンク貯蔵所

事業者名	所在地	種別	品名	数量（ﾘｯﾄﾙ）	指定数量の倍数
有限会社初山別総業	字初山別	第４類	灯油	2,000	2.00
			計	2,000	2.00

〔 避 難 ・ 救 援 等 〕

○ 資料４－１　避難施設一覧

（令和６年１月現在）

地区	施設名	所在地	指定緊急避難場所	災害への対応力								指定避難所	福祉避難所	避難ビル	面積	想定収容人数	備考
				洪水	内水	火事	土砂	高潮	火山	地震	津波						
有明・栄	旧初山別村立有明小学校校舎	字有明336番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●			2,119	424	
	旧初山別村立有明小学校屋内体育館	字有明336番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●			519	104	
	旧初山別村立有明小学校グラウンド	字有明336番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○				5,328	1,066	
	有明特別母と子の家	字有明39番地4	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●			323	65	
	第１栄部落会館	字栄	●	○	○	○	○	○	○	×	○	●			59	12	
	旧第２栄生活改善センター	字栄	●	×	×	○	○	○	○	×	×	●			99	20	
初山別・千代田	初山別村スポーツ公園	字初山別183番地1	×	○	○	○	○	○	○	○	○				19,737	3,947	
	初山別村立初山別小学校校舎	字初山別173番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●			1,290	258	
	初山別村立初山別小学校屋内体育館	字初山別173番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●			648	130	
	初山別村立初山別小学校グラウンド	字初山別173番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○				1,937	387	
	初山別村立初山別中学校校舎	字初山別173番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●			1,171	234	
	初山別村立初山別中学校屋内体育館	字初山別173番地1	●	○	○	○	×	○	○	○	○	●			842	168	
	初山別村立初山別中学校グラウンド	字初山別173番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○				2,013	403	
	初山別村自然交流センター	字初山別155番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●			2,435	487	
	ふじみへき地保育所	字初山別153番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●			437	87	
	初山別村高齢者生活福祉センター	字初山別149番地	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●		1,910	382	
	北留萌消防組合消防署初山別支署	字初山別103番地1	×	○	○	○	○	○	○	○	○			●	944	500	屋上400人、屋内100人
	南千代田会館	字千代田	●	○	○	○	○	○	○	×	○	●			43	9	
豊岬・明里・大沢・共成	ふれあいの里豊岬館	字豊岬220番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●			491	98	
	ふれあいの里豊岬館駐車場	字豊岬220番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○				200	40	
	岬センター・Cosmic-Inn	字豊岬153番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●			2,671	534	
	岬センター・Cosmic-Ｉｎｎ・みさき台公園内	字豊岬153番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○				15,000	3,000	
	旧初山別村立豊岬小中学校校舎	字豊岬182番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●			1,343	269	
	旧初山別村立豊岬小中学校屋内体育館	字豊岬182番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●			509	102	
	旧初山別村立豊岬小中学校グラウンド	字豊岬182番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○				1,852	370	
	南明里部落会館	字明里	●	○	○	○	○	○	○	×	○	●			50	10	
	旧明里生活改善センター	字明里	●	○	○	○	○	○	○	×	○	●			65	13	
	北明里部落会館	字明里	●	○	○	○	○	○	○	×	○	●			48	10	
	福祉の家共成棺	字共成109番地1	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●			121	24	

○ 資料４－２　土砂災害警戒区域における警戒避難体制

（令和４年４月現在）

１　土砂災害警戒区域等共通事項

項　　目	内　　容
土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項	計画編「第２編 第１章 第16節 土砂災害予防計画」、「第２編 第２章 第１節 気象等に関する情報の収集･伝達計画」、「第２編 第２章 第２節 災害情報収集・伝達計画」による。
避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項	初山別村「防災ハザードマップ」及び「土砂災害ハザードマップ」による。
土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項	計画編「第２編 第１章 第２節 防災訓練計画」による。
要配慮者利用施設に関する事項	当該施設なし。
救助に関する事項	計画編「第２編 第１章 第10節 救助救出計画計画」による。
警戒避難体制に関する事項	本資料「2 土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制」による。

２　土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制

地域	土砂災害警戒区域				情報伝達手段	情報伝達担当	避難先	避難誘導・救助担当
	区域名称（区域番号）	現象名	警戒区域	特別警戒区域				
豊岬	初山別豊岬１（I-5-112-2329）	急傾斜地の崩壊	○	○	電話・メール・広報車・IP告知	総務対策部広報班	豊岬館・岬ｾﾝﾀｰ	住民対策部衛生班 北留萌消防組合 初山別支署 初山別村消防団
	初山別豊岬２（I-5-113-2330）	急傾斜地の崩壊	○	○	〃	〃	豊岬館・岬ｾﾝﾀｰ	〃
	初山別豊岬３（Ⅱ-5-137-1718）	急傾斜地の崩壊	○	－	〃	〃	豊岬館・岬ｾﾝﾀｰ	〃
	初山別豊岬４（Ⅱ-5-138-1719）	急傾斜地の崩壊	○	○	〃	〃	豊岬館	〃
	初山別豊岬５（I-5-114-2331）	急傾斜地の崩壊	○	○	〃	〃	豊岬館	〃
	初山別豊岬６（I-5-115-2332）	急傾斜地の崩壊	○	○	〃	〃	豊岬館	〃
	初山別豊岬７（Ⅱ-5-139-1720）	急傾斜地の崩壊	○	○	〃	〃	豊岬館	〃
	初山別豊岬８（Ⅱ-5-140-1721）	急傾斜地の崩壊	○	○	〃	〃	豊岬館	〃
	初山別豊岬９（Ⅱ-5-141-1722）	急傾斜地の崩壊	○	○	〃	〃	豊岬館	〃

地域	土砂災害警戒区域				情報伝達手段	情報伝達担当	避難先	避難誘導・救助担当
	区域名称（区域番号）	現象名	警戒区域	特別警戒区域				
初山別	初山別ふじみ町内 1（I-5-110-2327）	急傾斜地の崩壊	○	○	電話・メール・広報車・IP 告知	総務対策部広報班	初山別小学校	住民対策部衛生班 北留萌消防組合 初山別支署 初山別村消防団
	初山別ふじみ町内 2（I-5-111-2328）	急傾斜地の崩壊	○	○	〃	〃	初山別小学校	〃
千代田	北千代田 1 の沢川（Ⅱ-52-0060）	土石流	○	－	〃	〃	初山別小学校	〃
	北千代田 2 の沢川（Ⅱ-52-0070）	土石流	○	○	〃	〃	初山別小学校	〃
	北千代田 3 の沢川（Ⅱ-52-0080）	土石流	○	○	〃	〃	初山別小学校	〃
	千代田 1 の沢川（Ⅱ-52-0090）	土石流	○	○	〃	〃	初山別小学校	〃
	千代田 2 の沢川（Ⅱ-52-0110）	土石流	○	○	〃	〃	初山別小学校	〃
	千代田 3 の沢川（Ⅱ-52-0120）	土石流	○	－	〃	〃	初山別小学校	〃
	南千代田の沢川（Ⅱ-52-0100）	土石流	○	○	〃	〃	初山別小学校	〃
明里、大沢	初山別南明里（I-5-116-2333）	急傾斜地の崩壊	○	○	〃	〃	南明里部落会館	〃
	北明里 2 の沢川（Ⅱ-52-0020）	土石流	○	－	〃	〃	北明里部落会館	〃
	北明里の沢川（Ⅱ-52-0010）	土石流	○	○	〃	〃	北明里部落会館	〃
	南明里の沢川（Ⅱ-52-0030）	土石流	○	－	〃	〃	南明里部落会館	〃
	明里の沢川（Ⅱ-52-0040）	土石流	○	－	〃	〃	南明里部落会館	〃

（備考）避難路、避難経路等については、防災ハザードマップに基づき最寄りの避難先へ避難する。

（備考）その他警戒避難体制に関する事項については、初山別村地域防災計画の各節で記載されている事項のほか、避難勧告等の判断・伝達マニュアルによる。

○ 資料４－３　備蓄倉庫

（令和４年４月現在）

倉庫名	管理者	所在地	備考
初山別村役場物品庫	企画振興室	初山別村字初山別 96 番地 1	
スポーツセンター 救援物資庫	企画振興室	初山別村字初山別 173 番地 1	

○ 資料４－４　物資・資機材等購入及び調達先一覧

（令和４年４月現在）

１　水防用資機材

調達先	住所	電話	調達できる資材				
			麻袋	PP 袋 土のう	縄	鎌	スコップ
るもい農業協同組合 初山別支所	字豊岬	67-2121	1,000	1,000	10	50	10

２　食料・飲料水・生活必需品等

業者名	所在地	連絡先	備考
るもい農業協同組合 初山別支所	字豊岬	67-2121	
セイコーマート 初山別店	字初山別	67-2550	

○ 資料４－５　救助活動拠点・救援物資集積拠点

（令和４年４月現在）

施設名	施設管理者	所在地	連絡先	備考
初山別村スポーツ センター	初山別村教育委員会	初山別村字初山別 173 番地 1	67-2257	

○ 資料４－６　医療機関一覧

（令和４年４月現在）

１　村内及び周辺医療機関

名称	所在地	診療科目	連絡先
村立初山別診療所	初山別村字初山別 136	内科・小児科	0164-67-2027
村立初山別歯科診療所	初山別村字初山別 105	歯科	0164-67-2800
道立羽幌病院	羽幌町栄町 110	内科・外科・婦人科他	0164-62-6060
JA 北海道厚生連 苫前厚生クリニック	苫前町字古丹別 187	内科・皮膚科	0164-65-3535
苫前クリニック	苫前町苫前 236-1	内科 外科 小児科	0164-64-9070
遠別町立国保病院	遠別町字本町 1-3	内科、外科、小児科、婦人科	01632-7-2211

２　災害拠点病院

(1)　基幹災害拠点病院

圏　域	指定病院名	所在地	連絡先
全道域	札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南 1 条西 16 丁目	011-611-2111

(2)　地域災害拠点病院

二次医療圏	指定病院名	所在地	連絡先
留萌	留萌市立病院	留萌市東雲町 2 丁目 16 番地	0164-49-1011

３　緊急告知医療機関（留萌振興局管内）

二次医療圏	市町村	医療機関名	所在地	連絡先
留萌	留萌市	留萌市立病院	留萌市東雲町 2 丁目 16 番	0164-49-1011
		社会医療法人孝仁会 留萌セントラルクリニック	留萌市栄町 1 丁目 5 番 12 号	0164-43-9500
	羽幌町	北海道立羽幌病院	苫前郡羽幌町栄町 110 番地	0164-62-6060
	遠別町	遠別町立国保病院	天塩郡遠別町字本町 1 丁目	01632-7-2211
	天塩町	天塩町立国民健康保険病院	天塩郡天塩町字川口 5699 番地の 3	01632-2-1058

４　感染症指定医療機関

種別	振興局名	医療圏域	医療機関名	所在地	指定病床数
第１種	石狩	札幌	市立札幌病院	札幌市中央区北 11 条西 13 丁目 1-1	2
第２種	留　萌	留　　萌	留萌市立病院	留萌市東雲町２丁目 16 番	4

（備考）指定の考え方

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条第２項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院について、その開設者の同意を得て、感染症指定医療機関を指定する。
2. 感染症指定医療機関の指定のない医療圏については、隣接する医療圏の感染症指定医療機関で対応する。

５　血液センター

センター名	所在地	連絡先
北海道赤十字血液センター旭川事業所	旭川市川端町７条 10 丁目 1-50	0166-52-2211

○ 資料４－７　水道施設一覧

（令和４年４月１日現在）

取水施設名	所在地	取水可能水量	備考
初山別地区簡易水道浄水場	字明里	682 リットル／日	
有明地区簡易水道浄水場	字有明	210 リットル／日	
東山地区飲料水供給施設浄水場	字有明	5 リットル／日	
初浦第一地区農業用水道浄水場	字明里	95 リットル／日	

○ 資料４－８　火葬場施設一覧

（令和４年４月現在）

火葬場名	所在地	処理能力（1 日）	連絡先
広域火葬場はまなす聖苑	羽幌町字汐見 573 番地	6 名	68-1001

○ 資料４－９　遺体埋葬場所一覧

（令和４年４月１日現在）

墓地名	所在地	面積	備考
初山別墓地	字初山別 42 番地 1	8,396 ㎡	
豊岬墓地	字明里 54 番地 1 及び 55 番地 1	6,814 ㎡	
共成歌越墓地	字共成 34 番地 6 及び 39 番地 6	9,347 ㎡	

〔 通 信 ・ 輸 送 〕

○ 資料５－１　災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

１　報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

(1)　人的被害、住家被害が発生したもの
(2)　災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
(3)　災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
(4)　災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
(5)　地震が発生し、震度４以上を記録したもの
(6)　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
(7)　その他特に指示があった災害

２　報告の種類及び内容

(1)　災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表１の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2)　被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア　速報

被害発生後、直ちに別表２の様式により件数のみ報告すること。

イ　中間報告

被害状況が判明次第、別表２の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ　最終報告

応急措置が完了した後、15 日以内に別表２の様式により報告すること。

(3)　その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

３　報告の方法

(1)　災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
(2)　被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表３の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表２の写を添付するものとする。

４　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表４のとおりとする。

別表１

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

<table>
<tr><td colspan="5">災　害　情　報</td></tr>
<tr><td colspan="2">報告日時</td><td>月　日　時　分現在</td><td>発受信日時</td><td>月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信機関
（振興局･市町村名等）</td><td></td><td>受信機関
（振興局･市町村名等）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者
（職・氏名）</td><td></td><td>受信者
（職・氏名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生日時</td><td>月　日　時　分</td><td>災害の原因</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">気象等の状況</td><td>雨量</td><td colspan="3" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>河川水位</td></tr>
<tr><td>潮位波高</td></tr>
<tr><td>風速</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ライフライン関係の状況</td><td>道路</td><td colspan="3" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>鉄道</td></tr>
<tr><td>電話</td></tr>
<tr><td>水道
（飲料水）
電気</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">(1)
災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="3">（名　　称）
（設置日時）　月　日　時　分設置

（名　　称）
（設置日時）　月　日　時　分設置</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">(2)
災害救助法の適用状況</td><td>地区名</td><td>被害棟数</td><td>罹災世帯</td><td>罹災人数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">（救助実施内容）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9">応急措置の状況</td><td rowspan="3">(3)
避難の状況</td><td></td><td>地区名</td><td>避難場所</td><td>人数</td><td>日時</td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自主避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(4)
自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>(5)
その他措置の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">(6)
応急対策出動人員</td><td colspan="2">(ｱ) 出動人員</td><td colspan="3">(ｲ) 主な活動状況</td></tr>
<tr><td>市町村職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防団員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他（住民等）</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>計</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="5">（今後の見通し等）</td></tr>
</table>

注）欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表２

被害状況報告（速報・中間・最終）

月　　日　　時現在

災害発生日時			月　日　時　分		災害の原因						
災害発生場所											
発信	機関（市町村）名				受信	機関（市町村）名					
	職・氏名					職・氏名					
	発信日時		月　日　時　分			受信日時			月　日　時　分		
項目			件数等	被害金額（千円）	項目				件数等	被害金額（千円）	
①人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所			
	うち災害関連死者						海岸	箇所			
	行方不明	人					砂防設備	箇所			
	重傷	人					地すべり	箇所			
	軽傷	人					急傾斜地	箇所			
	計	人					道路	箇所			
②住家被害	全壊	棟					橋梁	箇所			
		世帯					小計	箇所			
		人				市町村工事	河川	箇所			
	半壊	棟					道路	箇所			
		世帯					橋梁	箇所			
		人					小計	箇所			
	一部破損	棟				港湾		箇所			
		世帯				漁港		箇所			
		人				下水道		箇所			
	床上浸水	棟				公園		箇所			
		世帯				崖くずれ		箇所			
		人									
	床下浸水	棟				計		箇所			
		世帯			⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻			
		人					破損	隻			
	計	棟					計	隻			
		世帯				漁港施設		箇所			
		人				共同利用施設		箇所			
③非住家被害	全壊	公共建物	棟			その他施設		箇所			
		その他	棟			漁具（網）		件			
	半壊	公共建物	棟			水産製品		件			
		その他	棟			その他		件			
	計	公共建物	棟			計					
		その他	棟		⑦林業被害	道有林	林地	箇所			
④農業被害	農地	田 流失・埋没	ha				治山施設	箇所			
		田 浸冠水	ha				林道	箇所			
		畑 流失・埋没	ha				林産物	箇所			
		畑 浸冠水	ha				その他	箇所			
	農作物	田	ha				小計	箇所			
		畑	ha			一般民有林	林地	箇所			
	農業用施設		箇所				治山施設	箇所			
	共同利用施設		箇所				林道	箇所			
	営農施設		箇所				林産物	箇所			
	畜産被害		箇所				その他	箇所			
	その他		箇所				小計	箇所			
						計		箇所			
	計										

項目				件数等	被害金額（千円）	項目				件数等	被害金額（千円）
⑧衛生被害	水道		箇所			⑪社会教育施設被害			箇所		
	病院	公立	箇所			⑫社会福祉施設等被害	公立		箇所		
		個人	箇所				法人		箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所				計		箇所		
		し尿処理	箇所			⑬その他	鉄道不通		箇所		
	火葬場		箇所				鉄道施設		箇所		
	計		箇所				被害船舶		隻		
⑨商工被害	商業		件				空港		箇所		
	工業		件				水道		戸		―
	その他		件				電話		回線		―
	計		件				電気		戸		―
⑩公立文教施設施設	小学校		箇所				ガス		戸		―
	中学校		箇所				ブロック塀等		箇所		
	高校		箇所				都市施設		箇所		
	その他文教施設		箇所				計			―	
	計		箇所			被害総額					
公共施設被害市町村数			団体			火災発生	建物		件		
罹災世帯数			世帯				危険物		件		
罹災者数			人				その他		件		
消防職員出動延人数			人			消防団員出動延人数			人		

災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）			
	市町村名	名称	設置日時	廃止日時

災害救助法適用市町村名	

補足資料（※別葉で報告）
○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取り扱い注意
○応急対策の状況
・避難場所の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　　ほか

別表３（略）

別表４

被害区分		判　断　基　準
①人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの (1)　当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2)　A 町の者が隣接の B 町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B 町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）。 (3)　氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの (1)　死者欄の(2)及び(3)を参照
	重傷者	災害のため負傷し、1 か月以上医師の治療(入院、通院自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの (1)　死者欄の（2）（3）を参照
	軽傷者	災害のため負傷し、1 か月未満の医師の治療(入院、通院自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの (1)　死者欄の（2）（3）を参照
②住家被害	住　　家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1)　物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2)　商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊 1、商工被害 1 として計上すること。 (3)　住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世　　帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を 1 世帯とする。 (1)　同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2 世帯とする。
	全　　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの (1)　被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半　　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの (1)　被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判　断　基　準
②住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの (1)　被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの (1)　被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの (1)　被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)　公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)　その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)　土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)　被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又は亀裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1)　流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2)　埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 ㎜以下にあっては 2 ㎝、粒径 0.25 ㎜以下の土砂にあっては 5 ㎝以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3)　被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1)　浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2)　倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)　被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。

被害区分		判　断　基　準
⑤土木被害	河　　川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道　　路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋　　梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公　　園	都市公園法施行令第 31 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園に設けられたもの (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥水産被害	漁　　船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1)　港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2)　被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、係留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの (1)　被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1)　被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。 (1)　被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1)　被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1)　被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦林業被害	林　　地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林　　道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1)　被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1)　被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判　断　基　準
⑧衛生被害	水　　道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病　　院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨商工被害	商　　業	商品、原材料等をいう。 (1)　被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工　　業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1)　被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う。）。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水　　道 （戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電　　話 （戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電　　気 （戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ　　ス （戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

○ 資料５－２　災害時優先電話・衛星電話一覧

（令和４年４月現在）

No.	区分	電話番号	設置場所
1	災害時優先電話	0164-67-2212	初山別村役場
2	災害時優先電話	67-2213	初山別村役場
3	災害時優先電話	67-2824	ふじみへき地保育所
4	災害時優先電話	67-2785	明里地区簡易水道浄水場
5	災害時優先電話	67-2100	初山別地区簡易水道取水場
6	災害時優先電話	68-1109	有明地区簡易水道浄水場
7	災害時優先電話	67-2027	初山別診療所
8	災害時優先電話	67-2316	豊岬診療所
9	災害時優先電話	67-2451	初山別小学校
10	災害時優先電話	67-2452	初山別中学校

○ 資料５－３　緊急輸送道路

（令和４年４月現在）

区分	路線名	備考
第１次	国道 232 号線	
第２次	道道 708 号 道道 612 号 道道 448 号 村道岬センター線	
第３次	村内全区間	

○ 資料５－５　ヘリコプター離着陸場

（令和４年４月現在）

施設名	所在地	役場からの方向及び距離（km）	広さ（㎡）	施設管理者
初山別村スポーツ公園野球場	初山別村字初山別	南東へ　0.4	19,737	教育委員会 67-2136
初山別中学校グランド	〃	南東へ　0.3	13,448	初山別中学校 67-2452
みさき台公園野球場	初山別村字豊岬	北へ　4.5	12,000	初山別村役場 67-2211
旧有明小学校グランド	初山別村字有明	南へ　12.0	11,560	初山別村役場 67-2211

○ 資料５－６　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

（趣旨）

第１条　北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第 15 条第 3 項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（緊急運航の要件）

第２条　緊急運航は、原則として、要綱第 14 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

(1)　災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合

(2)　災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合

(3)　その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

（緊急運航の基準）

第３条　緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1)　災害応急対策活動

ア　被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ　救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2)　救急活動

ア　傷病者の搬送

(ｱ)　現場救急

a　「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b　次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

(ｲ)　転院搬送

a　「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

①一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

②医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

b　次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

c　転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機によ

る派遣を認めるものとする。

(ｳ) 事後検証

上記(ｱ)及び(ｲ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

（緊急運航の要請）

第4条 緊急運航の要請（前条第5号に規定するものを除く。）は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

（緊急運航の決定）

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

（要請に対する結果の通報）

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

（受入体制）

第7条 緊急運航を要請した市町村長（消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。）は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

（報告）

第８条　緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合（救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。）には、災害等状況報告書（様式第２号）により、総括管理者に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成８年７月１日から施行する。
この要領は、平成 18 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 19 年６月１日から施行する。
この要領は、平成 22 年４月１日から施行する。
この要領は、平成 25 年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

（第　　報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：令和　　年　　月　　日　　時　　分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

	要請機関		
	担当者職氏名		
	連絡先	TEL　　FAX	
災害の状況・派遣理由	覚知	年　月　時　分	
	災害発生日時	年　月　時　分	
	災害発生場所		
	災害名		
	災害発生状況・措置状況		
派遣を必要とする区域		希望する活動内容	
気象の状況			
離着陸場の状況	離着陸場名		
	特記事項	（照明・Ⓗマーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物等）ほか）	
必要とする資機材		現地での資機材確保状況	
		特記事項	
傷病者の搬送先		救急自動車等の手配状況	
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名		
	現場付近で活動中の航空機の状況		
現地最高指揮者	（機関名） （職・氏名）		
無線連絡方法	（周波数）　Ｈｚ		
その他参考となる事項			

搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

様式第２号（第８条関係）

初　　号
年　　月　　日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部危機管理監　様

初山別村長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第８条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年　月　日（　）　時　分
災害発生場所	
派遣区域	
離着陸場	
使用した資機材	
傷病者の搬送先	
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	［地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）］
	［消防防災ヘリコプターによる活動内容］
災害発生状況・措置状況	
その他参考となる事項	

	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢
搭乗者								

○ 資料５－７　ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

（趣旨）

第１条　この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 15 条第３項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第４条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

（手続）

第２条　救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1)　依頼病院等

ア　依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第１号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ　依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ　依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2)　市町村等

ア　市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

　これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第１号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ　市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ　市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ　市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3)　航空室

ア　航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ　航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）

第３条　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第１号によりファクシミリを使用して行うものとする。

２　航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第４条　医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として１名に限り搭乗させることができるものとする。

この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第5条　この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

様式第１号

救急患者の緊急搬送情報伝達票　第　　報

要請日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分				
1　要請市町村名		電話		ＦＡＸ	
担当課・職・氏名		職名		氏名	
2　依頼病院名				電話	
所在地				ＦＡＸ	
担当医師名・科名		科		担当課 氏名	
3　受入病院名				電話	
所在地				ＦＡＸ	
担当医師名・科名		科		直通内線番号	
受入病院の了承：□ 有 □ 無					

4　患者氏名（ふりがな）	生年月日	年　　月　　日			歳
	体　重	kg	□ 男	□ 女	職業

住　所		感染症：□ 無 □ 有	
病　名		□ 入院中 □ 外来：　　月　　日	
経　過		血圧：　mmHg	脈拍：　回/分
		呼吸：　回/分	体温：　℃
		意識レベル(JCS)：	
航空機による搬送が必要な理由	□ 緊急性　□ 搬送時間短縮　□ 搬送安定性　□ その他(　　) (　主な理由：　　)		
気圧変化：　□ 影響無し　□ 影響有り			

5　受入病院選定理由（①、②のいずれか記載）

□ ①高次・専門医療機関での治療が必要なため（治療内容：　　）

□ ②その他（具体的な理由：　　）

6　付添搭乗者	氏　名	性別	年　齢	体　重	そ の 他
医　師			歳	kg	
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：

医師・看護師の所属病院：□ 依頼病院　□ 受入病院　□ その他病院名　(　　)

7　運航上の必要事項　　機内に積載する医療資機材等

資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特　記　事　項
①点滴	□		kg	□	□ 輸液ポンプあり
②シリンジポンプ	□		kg	□	
③酸素ボンベ	□		kg	□	□ 8ℓ以上(サイズ:　×　(cm))
④モニター類	□		kg	□	□ 心電図　□ その他(　　)
⑤保育器	□		kg	□	(サイズ:W　×L　×H　(cm))
⑥人工呼吸器	□		kg	□	(サイズ:W　×L　×H　(cm))
⑦救急バック	□		kg	□	
⑧その他(　　)	□		kg	□	

引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院：	メモ
	受入病院：	

※市町村は№１～№７の項目を記載の上、要請すること。（□欄はレ点又は■で該当項目をチェック）

※№4「経過」№5について欄内に記入しきれない場合は、別紙（任意）により送付すること。

様式第２号

令和　　年　　月　　日

北海道総務部危機管理監　様

住　所

氏　名　　㊞

誓　　約　　書

私は、このたびあなたの管理する航空機（はまなす２号）に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

記

１　使用目的以外の要求はいたしません。

２　搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償請求の訴訟等はいたしません。

３　その他搭乗に際してはすべてあなたの指示に従います。

〔 応　急　・　復　旧 〕

○ 資料６－１　従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者

<table>
<tr><th>命令区分</th><th>命令対象の作業</th><th>対象者</th><th>根拠法令</th><th>執行者</th></tr>
<tr><td>従事命令</td><td rowspan="2">災害応急対策作業
（救助法が適用された場合を除く。）</td><td>①医師、歯科医師又は薬剤師
②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
③土木技術者又は建築技術者
④大工、左官又はとび職
⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
⑥鉄道事業者及びその従業者
⑦軌道経営者及びその従業者
⑧自動車運送業者及びその従業者
⑨船舶運送業者及びその従業者
⑩港湾運送業者及びその従業者</td><td rowspan="2">基本法第 71 条</td><td rowspan="2">知事又は知事の委任を受けた市町村長</td></tr>
<tr><td>協力命令</td><td>救助を要する者及び近隣の者</td></tr>
<tr><td>従事命令</td><td rowspan="2">災害救助作業
（救助法適用救助）</td><td>基本法第 71 条による従事命令と同様</td><td>救助法第 7 条</td><td rowspan="2">知事</td></tr>
<tr><td>協力命令</td><td>救助を要する者及びその近隣の者</td><td>救助法第 8 条</td></tr>
<tr><td rowspan="4">従事命令</td><td rowspan="4">災害応急対策作業
（全般）</td><td rowspan="3">市町村の区域内の住民又は当該応措置を実施すべき現場にある者</td><td>基本法第 65 条第 1 項</td><td>市町村長</td></tr>
<tr><td>基本法第 65 条第 2 項</td><td>警察官、海上保安官</td></tr>
<tr><td>基本法第 65 条第 3 項</td><td>災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官</td></tr>
<tr><td>その場に居合わせた者、その事物の管理者その関係者</td><td>警察官職務執行法第 4 条</td><td>警察官</td></tr>
<tr><td>従事命令</td><td>消防作業</td><td>火災の現場付近にある者</td><td>消防法第 29 条第 5 項</td><td>消防吏員又は消防団</td></tr>
<tr><td>従事命令</td><td>水防作業</td><td>市町村の区域内の住民又は水防作業の現場にある者</td><td>水防法第 24 条</td><td>水防管理者、水防団又は消防機関の長</td></tr>
<tr><td>協力要請</td><td>救急業務</td><td>救急事故の現場付近にある者</td><td>消防法第 35 条の 10</td><td>救急隊員</td></tr>
</table>

○ 資料６－２　従事命令等の実施手続き

区分	権限の内容	手　　続	関係条文
従事命令	次の者を応急措置業務に従事させること。 ①医師、歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官又はとび職 ⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥鉄道事業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者	公用令書（別表 1 号様式）の交付	基本法第 71 条 救助法第 7 条
協力命令	現場の救助を要する者及び近隣の者を、応急措置業務に協力させること。	公用令書（別表 1 号様式）の交付	基本法第 71 条 救助法第 8 条
保管命令等（管理、使用、保管、収用）	病院、診療所、助産所、旅館、又は飲食店を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは、輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。	保管の場合： 公用令書（別表 2 号様式）の交付 管理、使用、収用の場合： 公用令書（別表 3 号様式）の交付	基本法第 71 条 救助法第 9 条
立入検査	上記保管命令等のため必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入検査をさせること。	①管理に対する事前通知 ②防災立入検査証の（別表第 6 号様式）携帯	基本法第 71 条 救助法第 10 条
報告要求	物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は職員に当該物資を保管させてある場所に立入検査をさせること。		基本法第 71 条 救助法第 10 条

（注）公用令書に係る処分を変更し又は取消す場合の手続は、それぞれ公用変更令書（別表第 4 号様式）又は公用取消令書（別表第 5 号様式）を交付して行う。

別表　第１号様式

従　事　第　　号

公　用　令　書

住　所
氏　名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力 を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　　印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備　　考	

（備考）用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表　第２号様式

保　管　第　　号

公　用　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　　印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備　　考

（備考）用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表　第３号様式

管　理　第　　号

公　用　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 土地／家屋／施設／物資 を 管理／使用／収用 使用する。

年　　月　　日

処分権者　　印

名　称	数量	所在場所	範　囲	期　間	引渡月日	引渡場所	備考

（備考）用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表　第４号様式

変　更　第　　号

公 用 変 更 令 書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日第　　号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　印

変更した処分の内容

（備考）用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表　第５号様式

取　消　第　　号

公 用 取 消 令 書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日第　　号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　印

（備考）用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表　第 6 号様式

No.

防 災 立 入 検 査 票

所　属
職　名
氏　名

年　月　日生

上記の者は災害対策基本法第 71 条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。

令和　年　月　日交付

初 山 別 村 長　　印

交付責任者　　印

（備考）規格　縦 6cm　横 9cm とする。

（裏）

注　意

1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は　年　月　日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、又は不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○ 資料６－３　事業別国庫負担等一覧

（令和４年４月現在）

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	村 国 道	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 村施行1か所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国 道	治水上施行する砂防施設等	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む。）	道施行1か所 120万円以上	〃
	地すべり防止施設	国 道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	道	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	村 国 道	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 村施行1か所 60万円以上	〃
	港湾	村 管理組合 国	水域施設（航路、泊地、船だまり）、外郭施設（防波堤、水門、堤防）、係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	国施行1か所 500万円以上 管理組合施行1か所 120万円以上 村施行1か所 60万円以上	〃
	漁港	村 道	水域施設 外郭施設 係留施設、輸送施設	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 村施行1か所 60万円以上	〃
	下水道	村 道	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行1か所 120万円以上 村施行1か所 60万円以上	〃
	公園等	村 道	都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地の園路・広場、修景施設、休養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空港	村 国 道	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く。）	1施設　120万円以上	80/100
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	村 土地改良区等 道	農地	1か所　40万円以上	5/10(通常)、8/10、9/10(高率該当分)
	農業用施設	村 土地改良区等 道	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	〃	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)
	林業用施設	村 道 組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10 ～ 6.5/10 (通常) 7.5/10～10/10 (高率後)
	漁業用施設	道 組合	沿岸漁場整備開発施設(消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質) 漁港施設(水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設)	〃	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)
	共同利用	組合	倉庫、加工施設、共同作業	一般災害:1か所　40万円以上	2/10(一般災

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容		単位当事業費	国庫補助率
	施設		場、その他		激甚災害（告示地域に限る。）:1か所　13万円以上	害)、3/10、4/10、5/10、9/10
土地改良法	農業用施設	国	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1か所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
				北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1か所　75万円超	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	〃	
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1か所　概ね2,000万円超 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき	
公営住宅法	災害公営住宅整備事業	村 道	災害公営住宅の整備		・天然災害の場合 減失戸数が被災地全域で500戸以上又は、一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上 ・火災の場合 減失戸数が被災地全域で200戸以上又は、一市町村全住宅の1割	建設又は買取り2/3(激甚災害の場合3/4) 借上げ2/5
			災害公営住宅の家賃低廉化		・近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額	2/3(激甚災害の場合、当初5年間は3/4)
	既設公営住宅復旧事業	村 道	既設公営住宅の再建設		再建設を行う年度の一般公営住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2(激甚災害の場合、標準税収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる。)
			既設公営住宅の補修		戸当たり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円(市町村の場合は190万円)	
改良住宅等改善事業制度要綱	災害復旧事業	村 道	既設改良住宅の再建設		再建設を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2
			既設改良住宅の補修		戸当たり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円(市町村の場合は190万円)	
生活保護法	保護施設	村 社会福祉法人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設		施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
老人福祉法・介護保険法	老人福祉施設等	村 道 社会福祉法人等	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	〃	1/2又は1/3
障害者総合支援法	障害者支援施設等	村 社会福祉法人等	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等	〃	1/2
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
児童福祉法	児童福祉施設等	村 道 社会福祉法人等	助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、放課後等デイサービス事業所等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上(保育所及び幼保連携型認定こども園については40万円以上)	1/2又は1/3
社会福祉法	その他の社会福祉施設等	〃	社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2又は1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法予防事業	村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	村 一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業(応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。)	○上水道事業又は水道用水供給事業本復旧費1,000千円を超えかつ現在給水人口×130円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費500千円を超えかつ現在給水人口×110円を超えるもの	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	村 道	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道　80万円以上 村　40万円以上 設備整備 道　60万円以上 村　30万円以上	2/3 (離島 4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	村 道	教員住宅、特定学校借上施設、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事(構造体の補強等による大規模なものに限る。)に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の飼養施設	施設整備 道　80万円以上 村　40万円以上	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	村 道	○都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条の道路供用開始の告示がなされていないもの ○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業法第12条の検査を終了していないもの	道　120万円以上 村　60万円以上	1/2
	都市排水施設等	村 道	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設、都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万㎥以上であるもの、又は2千㎥以上の一団をなす堆積土砂又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千㎥以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	村　60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	村（一部事務組合、広域連合を含む。）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	村　40万円以上	〃
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1）下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む。）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。	その都度決定	2/3
	2）都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	3）公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする。		〃
	4）宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む。）に堆積した降灰で、村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		〃

○ 資料６－４　応急金融の大要

（令和４年４月現在）

融資の名称	内容・資格・条件等
生活福祉資金	

資金の種類		内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	（単身世帯） 月額150,000円以内	最終貸付日から6か月以内	10年以内	無利子 （連帯保証人を立てない場合：1.5%）
			（複数世帯） 月額200,000円以内			
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内 （生活支援費と併せて貸付けの場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内）		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000円以内			
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用（具体的用途は別表参照）	5,800,000円以内 （ただし、使途目的に応じて別表を参照）	6か月以内	20年以内 （ただし、使途目的に応じて別表を参照）	無利子 （連帯保証人を立てない場合：1.5%）
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 （貸付額により期間の目安あり）	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	（高等学校） 月額35,000円以内			
			（高等専門学校） 月額60,000円以内			
			（短期大学） 月額60,000円以内			
			（大学） 月額65,000円以内			

融資の名称	内容・資格・条件等
生活福祉資金	

資金の種類		内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	（土地評価額の7割）月額300,000円以内	契約終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	（土地と建物の評価額の7割）月額生活扶助額の1.5倍以内			

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。

〈福祉資金福祉費別表〉

使途目的	呼称	貸付限額目安	償還期間	利子
生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子（連帯保証人を立てない場合：1.5%）
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	
福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
障がい者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	
冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内	

融資の名称	内容・資格・条件等

母子父子寡婦福祉資金

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	3,030,000 団体　4,560,000		1年	7年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,520,000 団体　1,520,000		6か月	7年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
就学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校（高等課程） 高等専門学校 短大、専修大学（専門課程） 大学 専修学校（一般課程）	高等学校、専修学校（高等課程） 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校（1,2,3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校（4,5年） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）98,500 （自宅外）115,000 短大 公立（自宅）67,500 （自宅外）96,500 私立（自宅）93,500 （自宅外）131,000 専修大学（専門課程） 公立（自宅）67,500 （自宅外）78,000 私立（自宅）89,000 （自宅外）126,500 大学 公立（自宅）71,000 （自宅外）108,500 私立（自宅）108,500 （自宅外）146,000 大学院 修士課程　132,000 博士課程　183,000 専修学校（一般課程） 51,000	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内 専修学校（一般課程）は5年以内	無利子 ※親に貸し付ける場合、児童を連帯借受人とする。児童に貸し付ける場合、親等を連帯保証人とする。

融資の名称	内容・資格・条件等
母子父子寡婦福祉資金	

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例　訪問介護員、ワープロ、パソコン、栄養士等）	（一般）月額　68,000 （特別）一括 816,000 （12 月分相当） 運転免許　460,000	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20 年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	（一般）月額 68,000 運転免許　460,000 注：修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中 5 年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20 年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	（一般）　100,000 （特別）　330,000		1 年	6 年以内	親に係る貸付の場合 保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0% 児童に係る貸付の場合 修学資金と同じ
医療介護資金	母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く。） 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く。） 寡婦	医療又は介護（当該利用を受ける機関が 1 年以内の場合に限る。）を受けるために必要な資金	【医療】　340,000 （特別）　480,000 【介護】　500,000		医療介護を受ける機関満了から6か月	5 年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 （特別 2,000,000）		6 か月	6 年以内 (特別は7年以内)	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等

母子父子寡婦福祉資金

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間の生活費補給資金	月額　141,000	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得後6か月	20年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
		医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金	月額　105,000	医療又は介護を受けている期間中1年以内	医療又は介護終了後6か月	5年以内	
		母子家庭又は父子家庭になって間もない（7年未満）者の生活を安定・継続する間に必要な生活補給資金	月額　105,000 一括　1,260,000	252万円を限度	貸付期間満了後6か月	8年以内	
		失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額　105,000	離職した日の翌日から1年以内	離職した日の翌日から1年以内	5年以内	
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する児童	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校　64,300 中学校　81,000 高等学校等 公立（自宅）150,000 （自宅外）160,000 私立（自宅）410,000 （自宅外）420,000 大学・短大等 公立（自宅）410,000 （自宅外）420,000 私立（自宅）580,000 （自宅外）590,000 大学院 公立　380,000 私立　590,000 修業施設 ※中学校卒業者 （自宅）150,000 （自宅外）160,000 ※高等学校卒業者 （自宅）272,000 （自宅外）282,000		6か月	20年以内 修業5年以内	修学資金と同様

融資の名称	内容・資格・条件等							
	結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000		6か月	5年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>災害援護資金貸付金</td><td>
実施主体　市町村（特別区を含む。）が条例の定めるところにより実施する。
対象災害　自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害とする。
貸付対象　対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
<table>
<tr><th>貸付限度</th><th>利率</th><th>据置期間</th><th>償還期間</th><th>償還方法</th></tr>
<tr><td>①　世帯主の１か月以上の負傷
1,500,000 円</td><td rowspan="4">年 3%以内で条例で定める率
（措置期間は無利子）</td><td rowspan="4">3 年
（特別の事情がある場合は 5 年）</td><td rowspan="4">10 年
（措置期間を含む。）</td><td rowspan="4">半年賦
年賦
月賦</td></tr>
<tr><td>②　家財等の損害
ア　家財の 3 分の 1 以上の損害
1,500,000 円
イ　住宅の半壊
1,700,000 円
ウ　住宅の全壊（エの場合を除く。）
2,500,000 円
エ　住宅全体の滅失又は流失
3,500,000 円</td></tr>
<tr><td>③　①と②とが重複した場合
ア　①と②のアが重複した場合
2,500,000 円
イ　①と②のイが重複した場合
2,700,000 円
ウ　①と②のウが重複した場合
3,500,000 円</td></tr>
<tr><td>④　次のいずれかの事由の 1 に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等
ア　②のイの場合　2,500,000 円
イ　②のウの場合　3,500,000 円
ウ　③のイの場合　3,500,000 円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助　道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 （昭和 39 年法律第 129 号）	国 2/3 貸付　道 1/3 貸付 償還については 6 か月ないし 1 年間の措置期間がある。 修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 （昭和 48 年法律第 82 号）	貸付金の額は、1 世帯当たり限度額は 350 万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担　国 2/3　都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等
災害復興住宅融資	

1　融資対象者

・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方

(1)　自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方

(2)　ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方

(3)　年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方

年収	400 万円未満	400 万円以上
総返済負担率基準	30%以下	35%以下

(4)　日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

2　融資条件

区分		建設	新築住宅購入	ﾘ･ﾕｰｽ(中古)住宅購入	補修
融資対策	住宅の規格等	居住室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。			
	住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	
	築年数		申込日において竣工から 2 年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から 2 年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	
	その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	
融資限度額	基本融資額	建設資金　1,680 万円 土地取得資金　970 万円 整地資金　450 万円	購入資金 2,650 万円（購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680 万円）	購入資金 2,650 万円（購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680 万円）	補修資金　740 万円 整地資金　450 万円 引方移転資金　450 万円
	特例加算額	建設資金　520 万円	購入資金　520 万円	購入資金　520 万円	
返済期間	耐火 準耐火 木造 （高耐久）	35 年以内	35 年以内	35 年以内	20 年以内
	据置期間	3 年以内			1 年以内（返済期間に含む。）
融資金利		建設・購入の場合	基本融資額　年 0.45% 特例加算額　年 1.35%		
		補修の場合	年 0.45%		
		最新の金利は住宅金融支援機構に確認（R2.9.1 現在）			
受付期間		罹災日から 2 年間			

取扱機関等	関係法令等	備　　考
独立行政法人住宅金融支援機構　お客様コールセンター （被災者専用ダイヤル　0120-086-353 又は 048-615-0420）	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。
	貸付限度額	600万円 〔ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。〕
	償 還 期 間	10年以内（うち据置3年以内）
	貸 付 利 率	年0.16％（R3.9.21現在）

取扱機関等	関係法令等	備　　考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資 金 使 途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ｱ) 被害農業者 被害減収量が平年収量の 30/100 以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の 10/100 以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の 30/100 以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (ｲ) 被害林業者 (ｳ) 被害漁業者 (ｴ) 被害組合
	貸付限度額	（一般災害）被害農林漁業者 （個人） 3,500,000 円 （法人）20,000,000 円 政令で定める資金 （個人） 5,000,000 円 （法人）25,000,000 円 （激甚災害）被害農林漁業者 （個人） 4,000,000 円 （法人）20,000,000 円 政令で定める資金 （個人） 6,000,000 円 （法人）25,000,000 円 漁具購入 50,000,000 円 被害組合 25,000,000 円 （連合会 50,000,000 円）
	償 還 期 間	6 年以内（激甚災害法適用の場合 7 年以内）
	貸 付 利 率	法発動の都度設定
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））	資 金 使 途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	ア 貸付を受ける者の負担する額の 80%に相当する額 イ 1 施設当たり 3,000,000 円（特認 6,000,000 円）
	償 還 期 間	① 15 年（うち据置 3 年）以内 ② 25 年（うち据置 10 年）以内
	貸 付 利 率	年 0.16%～0.20%（R3.8.19 現在）
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） 水産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度額	１ 貸付対象事業費×0.8 ２ 漁船 1,000 万円その他施設 300 万円 （１及び２のいずれか低い額）
	償 還 期 間	15 年以内（うち据置 3 年以内）
	貸 付 利 率	年 0.16～0.20%（R3.8.19 現在）

取扱機関等	関係法令等	備 考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額
	償 還 期 間	30 年以内（20 年以内の据置期間含む。）
	貸 付 利 率	0.16～0.20%（R3.8.19 現在）
樹苗養成資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額
	償 還 期 間	15 年以内（5 年以内の据置期間含む。）
	貸 付 利 率	0.16～0.20%（R3.8.19 現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	償 還 期 間	20 年以内（3 年以内の据置期間含む。）
	貸 付 利 率	0.16～0.20%（R3.8.19 現在）
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） 林産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリェーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額又は 1 施設当たり 300 万円（特認 600 万円）のいずれか低い額
	償 還 期 間	15 年以内（3 年以内の据置期間含む。）
	貸 付 利 率	0.20%（R3.8.19 現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当
	償 還 期 間	20 年以内（3 年以内の据置期間含む。）
	貸 付 利 率	0.16～0.30%（R2.9.18 現在）

取扱機関等	関係法令等	備　　考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の 1.5 倍以内、ただし、2 千万円未満は 2 千万円まで災害救助法適用市町村は 4 千万円まで
	償 還 期 間	6 か月
	貸 付 利 率	年利率 3%

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京 UFJ 銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する斡旋条例融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の 2 倍（その額が 2 千万円に満たないときは 2 千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>中小企業総合振興資金
「経営環境変化対応貸付
【災害復旧】」</td><td>○目的
災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。
○融資条件
<table>
<tr><td>融 資 対 象</td><td colspan="2">1　災害の影響により中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等
2　地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの</td></tr>
<tr><td>資 金 使 途</td><td>設備資金</td><td>運転資金</td></tr>
<tr><td>融 資 金 額</td><td>8,000 万円</td><td>5,000 万円</td></tr>
<tr><td>融 資 期 間</td><td colspan="2">10 年以内（据置 2 年以内）</td></tr>
<tr><td>融 資 利 率</td><td>〔固定金利〕
5 年以内　年 1.0%
10 年以内　年 1.2%</td><td>〔変動金利〕
年 1.0%
（融資期間が 3 年超の場合選択可）</td></tr>
<tr><td>担保・償還方　　法</td><td colspan="2">取扱金融機関の定めるところによる</td></tr>
<tr><td>信 用 保 証</td><td colspan="2">全て北海道信用保証協会の保証付き</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道銀行 北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合 農林中央金庫 北海道信用農業協同組合連合会	中小企業総合振興資金融資要領	

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>勤労者福祉資金</td><td>
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>中小企業
に働く方</th><th>非正規労働者
の方</th><th>季節労働者
の方</th><th>離職者の方</th></tr>
<tr><td>融資対象者</td><td colspan="2">・育児・介護休業中の方も含む
・前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方〈ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が 150 万円以上の方〉</td><td>・2 年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方
・前年の総所得が 600 万円以下の方
・前年の総収入が 150 万円以上の方</td><td>・企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方
①雇用保険受給資格者
②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td colspan="3">医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む。)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費</td><td>医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む。)、冠婚葬祭、一般生活費</td></tr>
<tr><td>融資金額</td><td colspan="3">120 万円以内</td><td>100 万円以内</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td colspan="2">8 年以内
（育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）</td><td>8 年以内</td><td>5 年以内
（6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>年 1.60%</td><td colspan="3">年 0.60%</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="4">元利均等月賦償還及び半年賦併用可</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>取扱金融機関の定めによる</td><td colspan="3">北海道勤労者信用基金協会の保証が必要</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

■ 「被災者生活再建支援制度」に基づく支援

<table>
<tr><th></th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>目　　的</td><td>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>法　適　用
の　要　件</td><td>(1)　対象となる自然災害
①　災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
②　10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
③　100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
④　①又は②の市町村を含む都道府県で 5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）における自然災害
⑤　①～③の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）における自然災害
⑥　①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）、2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満に限る。）における自然災害
※　④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり
（合併した年と続く 5 年間の特例措置）
(2)　支給対象世帯
上記の自然災害により
①　住宅が全壊した世帯
②　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支援金の
支給額</td><td>支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。
支給額（※　世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額）
①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><th>住宅の被害程度</th><th>全壊
（支給対象世帯の①に該当）</th><th>解体
（支給対象世帯の②に該当）</th><th>長期避難
（支給対象世帯の③に該当）</th><th>大規模半壊
（支給対象世帯の④に該当）</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借（公営住宅以外）</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円</td></tr>
</table>

申請窓口	関係法令等	備　　考
市町村	被災者生活再建支援法	(1)　申請時の添付書面 ①　基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ②　加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 (2)　申請期間 ①　基礎支援金：災害発生日から 13 月以内 ②　加算支援金：災害発生日から 37 月以内

〔 条 例 ・ 協 定 等 〕

○ 資料７－１　初山別村防災会議条例

昭和 38 年 1 月 17 日
条例第 1 号

(目的)
第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、初山別村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
(所掌事務)
第 2 条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
(1)　初山別村地域防災計画及び初山別村水防計画を作成し、並びにその実施を推進すること
(2)　村の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること
(3)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)
第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
2　会長は、村長をもつて充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は次の各号に掲げる者をもつて充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
(2)　北海道知事の部内のうちから村長が任命する者
(3)　北海道警察の警官のうちから村長が任命する者
(4)　村長がその部内の職員のうちから指名する者
(5)　教育長
(6)　北留萌消防組合初山別村消防団長、初山別支署長
(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員のうちから村長が任命する者
6　前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 7 号の委員の定数は 11 人とし、それぞれ 2 人、1 人、1 人、6 人、1 人とする。
7　第 5 項第 7 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は再任されることができる。
(専門委員)
第 4 条　防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。
2　専門委員は関係指定地方行政機関の職員、道の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
3　専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。
(議事等)
第 5 条　前各条に定めるもののほか防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 38 年条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 47 年条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 49 年条例第 4 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(昭和 53 年条例第 16 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(昭和 59 年条例第 4 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成 10 年条例第 21 号)
この条例は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。
附　則(平成 11 年条例第 1 号)
この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(平成 12 年条例第 11 号)
この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

○ 資料７－２　初山別村災害対策本部条例

昭和 38 年 1 月 17 日
条例第 2 号

（目的）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項に基づき、初山別村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条　災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3　災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条　災害対策本部長は必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。

3　部に部長及び本部長が指定する部に副部長を置き災害対策本部長の指名する災害本部員がこれに当る。

4　部長は部の事務を掌理し、副部長は部長を補佐するとともに、部長が欠けたときは部の事務を掌理する。

第 4 条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 10 年条例第 22 号）

この条例は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

○ 資料７－３　災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 1 日
条例第 23 号

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に基づき暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　村民　災害により被害を受けた当時、この村の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章　災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条　村長は、村民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給する。

2　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、村長が適当と認める者に支給することができる。

4　前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条　災害により死亡した者 1 人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては 500 万円とし、その他の場合にあつては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第2条に規定する場合

(3)　災害に際し、村長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、村長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条　村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2　村長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章　災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条　村長は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条　第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章　災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付)

第12条　村長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条　災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね1ケ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350万円

(3)　第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるもの

とする。

2　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条　災害援護資金は、年賦償還(又は、半年賦償還)とする。

2　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和50年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附　則(昭和52年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附　則(昭和53年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて、適用する。

附　則(昭和56年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附　則(昭和57年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかつた住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則(昭和62年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(平成3年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかつた住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(平成24年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

○ 資料７－４　災害応援協定一覧

（令和４年４月現在）

１　初山別村締結協定

区分	協定名	協定締結先	締結年月日	協　定　内　容
行政機関	北海道広域消防相互応援協定	・北海道 ・道内の市町村及び消防の一部事務組合	H6.7.25 (H3.2.13)	①陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊）による応援 ②航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊による応援
	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	・北海道 ・道内の市町村及び消防の一部事務組合	H8.6.25	①消防防災ヘリコプターによる応援活動
	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	・北海道 ・道内の市町村	H27.3.31 (H20.6.10)	①災害応急対策に従事する職員の派遣 ②災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん ③被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん ④広域一時滞在等による被災住民の受入れ ⑤その他特に要請のあった事項
	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	・北海道開発局	H22.5.31	①土木施設等の被害状況の把握 ②二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等） ③その他緊急に応援を実施する必要があるもの
	災害時の応援に関する協定	・北海道財務局 ・北海道 ・道内の市町村	H26.3.28	①避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等） ②災害ボランティア及び支援物資等の受付事務 ③有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業 ④罹災証明書申請受付及び発行に関する事務 ⑤罹災建物判定にかかる現地調査補助 ⑥その他乙災害応急対策に関する事務及び作業
	留萌管内８市町村災害時相互応援協定書	・留萌管内８市町村	H29.2.6	①食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっ旋 ②救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっ旋 ③被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧等に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又はあっ旋 ④救援及び応急復旧に必要な職員の派遣 ⑤被災者の受け入れ及び収容に必要な施設・住宅等の提供 ⑥被災した児童・生徒の受け入れ ⑦物資等供給拠点及びボランティア活動などの支援 ⑧被災地における行政事務の支援 ⑨前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

区分	協定名	協定締結先	締結年月日	協　定　内　容
公共的団体等	災害時における初山別村と初山別村内郵便局との協力に関する協定書	・初山別村内郵便局	H11.10.13	①村内郵便局が所有又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 ②村が所有又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供 ③村内郵便局が初山別村内各地域における集配業務等を通じて収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報提供 ④郵便局ネットワークを活用した広報活動 ⑤村内郵便局による必要に応じた避難場所への臨時郵便差出箱の設置 ⑥災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政業務に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策 ⑦上記に定めるもののほか、支援、協力できる事項
	災害時における応急対策業務に関する協定	・初山別建設協会	H19.7.31	①被災情報の収集及び連絡 ②障害物除去用等の重機・資機材等の調達 ③応急復旧工事の実施
	災害時における燃料等の供給の協力に関する協定	・留萌地方石油業協同組合	H21.7.27	①災害時従事車輌への燃料供給 ②災害時の業務施設、非常用電源への燃料供給 ③避難所等への燃料供給
	災害等の発生時における応急・復旧の支援に関する協定	・北海道 LP ガス災害対策協議会	H22.11.17	①LP ガス被災情報の提供及び応急処置と復旧工事の実施 ②簡易コンロ等の手配 ③大規模火災現場における LP ガス設備の撤去
	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	・旭川地区トラック協会	H27.12.1	①災害時における物資の緊急・救援輸送の実施

2　北海道締結協定

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結 年 月 日	備考
新聞	災害時における報道要請に関する協定	新聞各社（22 社）	S36～	
放送	災害時における放送要請に関する協定	道内放送各社（9 社）	S40.5.20～	
	災害時における放送要請に関する協定	日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会	H28.12.8	
医療・福祉・医薬	医療・助産・死体の処理（埋葬及び死体の一時保存を除く）委託協定	日本赤十字社北海道支部	S34.9.1	
	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)北海道医師会	S62.12.22	
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社)北海道歯科医師会	H9.4.14	
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)スズケン愛生舘営業部	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)ほくやく	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)モロオ	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)竹山	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)ムトウ	H13.4～	
	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)北海道薬剤師会	H14.2.28	
	北海道 DMAT の派遣に関する協定	北海道 DMAT 指定医療機関（34 機関）	H19.9.12～	
	北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	H23.9.5	
	災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会	H24.9.7	
	災害時の看護職医療救護活動に関する協定	(公社)北海道看護協会	H24.12.28	
	災害時における医薬品等の供給に関する協定	(一社)北海道医薬品卸売業協会	H25.3.29	
	災害時における医療機器の供給に関する協定	北海道医療機器販売業協会	H25.3.29	
	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	(公社)北海道柔道整復師会	H26.5.16	
	災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会	H26.11.5	
		北海道救護施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、(公社)日本認知症グループホーム協会北海道支部、(一社)北海道認知症グループホーム協会、北海道母子生活支援施設協議会	H27.3.31	
	災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	H29.1.27	
	航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書	北海道エアポート株式会社旭川空港事務所	R2.9.29	

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結 年 月 日	備考
	航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書	釧路空港ビル株式会社	R 元.6.20	
	航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書	航空自衛隊第２航空団	H31.3.29	
	航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書	北海道エアポート株式会社 帯広空港事務所	R3.3.1	

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結 年 月 日	備考
食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	北海道生活協同組合連合会	H17.11.22	
	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H18.12.22	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セコマ	H18.12.22	別掲（帰宅支援）
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ローソン	H20.2.21	別掲（帰宅支援）
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)セブン－イレブン・シャパン	H20.7.24	別掲（帰宅支援）
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	H20.7.24	別掲（帰宅支援）
	災害時における飲料の供給等防災に関する協定	サントリーフーズ(株)	H20.12.18	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22.1.20	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	ホーマック(株)	H23.3.23	
	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン(株)	H24.3.27	帰宅者支援含む。
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)北海道ファミリーマート、 (株)ファミリーマート	H25.11.22	
	災害時における物資の供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H26.11.21	
	災害時における物資の供給に関する協定	コストコホールセールジャパン株式会社	H28.6.20	
	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	H29.3.10	
	災害時等における各種コンテナ製品等の供給に関する協定	ウォレットジャパン株式会社	R2.1.22	
	災害時における段ボール製品の調達等に関する協定	合同容器株式会社	R2.4.6	

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結 年 月 日	備考
救助・救援等の支援	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO 法人日本レスキュー協会	H20.4.16	
	災害時における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会北海道隊友会連合会	H21.6.26	
	災害時における動物救護に関する協定	動物救護関係の団体:(公社)北海道獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会	H24.12.21	地方自治体:道、札幌市、旭川市、函館市
	災害時及び災害活動に関する協力協定	(公社)日本青年会議所北海道地区協議会	H25.1.23	
	災害時における交通誘導業務等に関する協定	(一社)北海道警備業協会	H10.12.18	
	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)北海道建設業協会	H25.3.25	
	建設管理部所管公共土木施設の災害時等における協力体制に関する協定	(一社)北海道道路標示・標識業協会	H25.4.1	
	災害時等の緊急時における業務連携に関する協定	地方独立行政法人北海道立総合研究機構	H22.4.1	
	大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	(公社)北海道産業廃棄物協会	H23.4.19	
	災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)北海道測量設計業協会	H24.10.31	
	災害時における協力体制に関する基本協定	北海道地質調査業協会	H27.1.28	
	土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定	ヤマト運輸株式会社（各主管支店）	H27.9	各振興局において締結
	災害時における協力体制に関する協定	一般社団法人北海道ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ協会	H29.1.27	
	災害時における相互協力に関する協定	北海道公立大学法人 札幌医療大学	H29.12.20	
	災害時における協力体制に関する基本協定	北海道維持管理業務連絡協議会	H30.3.22	
	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	H30.3.23	
	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	(一社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部	H30.3.23	
	災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)日本砕石協会、 (一社)日本砂利協会	H31.1.25	
	災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会筆禍移動支部	H31.1.26	
	公共土木施設災害復旧事業支援に関する協定	(一財)北海道建設技術センター	H28.9.7	
	北海道と AUTHENTIC JAPAN 株式会社との消防活動等の協力に関する協定	AUTHENTIC JAPAN 株式会社	R2.4.9	
	循環型地域社会の形成に関する協定書	太平洋セメント株式会社、北斗市	R2.12.24	
	災害時等における解体・撤去等に関する協定	(一社)北海道解体工事業協会	R3.3.29	
	大規模災害発生時における災害対応の協力に関する協定	(公社)北海道浄化槽協会、(一社)北韓道環境保全狭隘、北海道環境整備事業協同組合	R3.4.26	

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結 年 月 日	備考
葬祭の支援	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道葬祭業協同組合	H14.3.29	
	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	H17.11.1	
	災害時の遺体搬送等に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	H18.6.23	
住宅の支援	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)プレハブ建築協会	H8.11.1	
	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社)北海道宅地建物取引業協会	H23.5.2	
	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	H24.3.27	
	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	(独法)住宅金融支援機構	H27.2.23	
	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書	(一社) 全国木造建設事業協会	H29.10.20	
帰宅支援	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)壱番屋	H20.12.17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)セブンーイレブン・シャパン	H20.12.17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)北海道ファミリーマート	H20.12.17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)モスフードサービス	H20.12.17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ローソン	H20.12.17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ダスキン（ミスタードーナツ店）	H24.11.1	
	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23.12.26	(再掲)
	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定（帰宅者支援）	日糧製パン(株)	H24.3.27	(再掲)

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結 年 月 日	備考
輸送・保管	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	(公社)北海道トラック協会	H23.10.17	
	災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	北海道旅客船協会	H24.3.27	
	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	北海道地区レンタカー協会連合会	H25.3.25	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	全日本空輸(株)	H25.3.29	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	日本航空(株)、(株) ジャルエクスプレス、(株)ジェイエア	H25.3.29	
	災害時における船舶による輸送等に関する協定	日本内航海運組合総連合会	H25.9.27	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	(株)AIRDO	H26.1.29	
	災害時における物資の保管等に関する協定	苫小牧地区倉庫協会	H29.7.24	
	災害時における物資の保管等に関する協定	小樽倉庫協会	H30.3.19	
	災害時における物資の保管等に関する協定	札幌倉庫協会	H30.3.28	
	災害時における物資の保管等に関する協定	道北倉庫協会	H30.3.28	
	災害時における物資の保管等に関する協定	室蘭地区倉庫協会	H30.3.28	
	災害時における港湾荷役の支援等に関する協定	北海道港運協会	H30.5.2	
	災害時における物資の保管等に関する協定	函館倉庫協会	H30.5.10	
	災害時における緊急輸送等に関する協定	(一社)北海道ハイヤー協会	H30.12.18	
	災害時における物資の保管等に関する協定	道東倉庫協会	H31.3.29	
	災害時における物資の保管等に関する協定	北見地区倉庫協会	H31.3.29	
	災害時における電動車両等の支援に関する協定	道内三菱自動車販売会社 11 社、三菱自動車工業（株）	R2.10.28	
その他	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23.12.26	燃料、帰宅者支援含む。
	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	H26.1.29	相談
	災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書	日本水道協会北海道支部	H17.4.8	
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H27.3.13	
	災害時における相談業務の応援に関する協定	士業 7 団体（弁護士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士、行政書士）	H29.6.2	相談

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結 年 月 日	備考
	災害時における物資の供給に関する協定	丸玉産業（株）	H29.8.23	合坂
	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社、 北海道電力ネットワーク株式会社	R3.8.31	
	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話株式会社 北海道事業部	R3.8.31	
行政機関	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県	H8.7.18	H24. 5.18 改正（最新）
	大規模災害時の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定	北海道、東北 8 道県	H7.10.31	H26.10.21 改正（最新）
	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	道及び全道 179 市町村	H9.11.5	H27. 3.31 改正（最新） （町と重複）
	大規模災害時の連携に係る協定書	陸上自衛隊北部方面隊	H24.6.7	
	大規模災害に備えた北海道と陸上自衛隊北部方面隊との連携・協力に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	H28.3.17	
	災害時の応援に関する協定	北海道財務局、全道 179 市町村	H26.3.28	（町と重複）
	北海道における災害時等の相互協力に関する協定	北海道開発局、北海道及び札幌市	H28.12.9	（町と重複）
	災害救助用米穀等引渡協定	農林水産省北海道農政事務所	H18.10.3	

〔 様　　式 〕

○ 別記第１号様式　参集途上被害状況報告書

参集途上

被害状況報告書

報告日時	年　月　日　時　分
所属・氏名	部　班

被害状況（目撃）	□家屋、建物の倒壊現場（倒壊の危険のある現場） □出火現場 □橋りょうや道路の通行不能箇所等 □水道、電気、ガス施設の被害が明らかな現場
被害状況（伝聞）	□家屋、建物の倒壊現場（倒壊の危険のある現場） □出火現場 □橋りょうや道路の通行不能箇所等 □水道、電気、ガス施設の被害が明らかな現場
参集途上における留意事項	

注）1　参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
注）2　班長又は所属長は、収集後に総務対策部総務班に提出すること。
注）3　被害状況は、該当する項目の□にチェックし場所を記入すること。
注）4　情報の重複による混乱を避けるため、場所については番地又は住所名、建物名まで詳しく把握することが望ましい（難しければ概略で可）。
注）5　自分自身で実際に目撃した情報と、伝聞により把握した情報は区別して報告すること。

○ 別記第２号様式　職員参集状況報告書

職員参集状況報告書

（　　班報告第　　号）

報告日時	年　月　日　時　分
部班名	部　班

番号	所属・職氏名	参集時刻	参集方法	備考（職員の健康状態等）
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	

班員総数	参集者数	参集免除者数

注）1　「参集方法」欄は、徒歩の場合は「歩」、自転車の場合は「転」、自動二輪の場合は「バ」、自動車の場合は「車」、交通機関利用の場合は「交」に○印をつけること。

注）2　「備考」欄は、参集した職員が負傷等により、作業を行うに当たり支障のある場合に限り記入すること。

○ 別記第３号様式　職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

報告日時	年　月　日　時　分
部班名	部　班

所属・職氏名	連絡方法	連絡時間	連絡の可否	本人・家族等の安否状況	備考（参集可能時間等）
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		

○ 別記第４号様式　職員参集状況集計表

職 員 参 集 状 況 集 計 表

区分 （部・班）	総人数	時　分現在	時　分現在	時　分現在	備　考
危機管理部 企画班	人	人　%	人　%	人　%	
総務対策部 総務班	人	人　%	人　%	人　%	
広報班	人	人　%	人　%	人　%	
財政班	人	人　%	人　%	人　%	
経済対策部 技術班	人	人　%	人　%	人　%	
資材班	人	人　%	人　%	人　%	
産業班	人	人　%	人　%	人　%	
調査班	人	人　%	人　%	人　%	
住民対策部 厚生班	人	人　%	人　%	人　%	
衛生班	人	人　%	人　%	人　%	
教育対策部 教育班	人	人　%	人　%	人　%	
合　計	人	人　%	人　%	人　%	

特 記 事 項	

○ 別記第５号様式　水防活動実施報告

水　防　活　動　実　施　報　告　書

自　　年　　日

（市町村名　　）　　至　　年　　日

区 分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
道（都府県）分 前回迄		人	円	円	円		円	円	円	
月分	（ ）									
月分	（ ）									
月分	（ ）									
月分	（ ）									
月分	（ ）									
小計										
累計										
水防管理団体分 前回迄										
月分	（ ）									
月分	（ ）									
月分	（ ）									
月分	（ ）									
月分	（ ）									
小計										
累計										

（作成要領）

1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

2 「団体数」欄の（　）書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。

3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。

4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。

5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 別記第６号様式　気象通報等受理票

気 象 通 報 等 受 理 票

<table>
<tr><td>発信日時</td><td colspan="2">午前
年　月　日　時　分
午後</td><td>電話・電報・IP告知
連絡
その他（　　）</td></tr>
<tr><td>発信者</td><td></td><td>受信者</td><td>印</td></tr>
<tr><td>予警報の
種　類</td><td></td><td>発表時刻</td><td>時　分
発表機関</td></tr>
<tr><td>受
理
事
項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>処
理
方
法</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

○ 別記第７号様式　避難者カード

避　難　者　カ　ー　ド

［避難所名　　］　　No.

現　住　所		被 災 場 所	
世帯主氏名		親族その他への連絡先（氏名・住所・電話番号）	
電 話 番 号			

入所世帯の状況	ふりがな 氏　名	生　年　月　日	続　柄	性別	職　業 （勤務先）	入所日時	退所日時
		M.T.S.H 年　月　日	世帯主	男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
備考欄							

注）1　一世帯ごとに記入すること。
　　2　「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。
　　3　児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。
　　4　「備考」欄には、次の事項について記入すること。
　　(1)　世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
　　(2)　退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号
　　(3)　その他特記事項

○ 別記第８号様式　避難者名簿

避　難　者　名　簿

月　　日　　時現在

避難所名		担当職員名	
開設期間	年　月　日　時　～　年　月　日　時		

番号	入所年月日	氏名 生年月日	現住所	性別	世帯主との続柄	摘要	退所年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

○ 別記第９号様式　自衛隊の災害派遣要請について

初　　号
年　月　日

北　海　道　知　事　様

初　山　別　村　長　　印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

年　　月　　日　　時　　分 ～　　年　　月　　日　　時　　分

３　派遣を希望する区域及び活動内容
（１）区域（区域図を添付のこと）

（２）活動内容

４　派遣部隊が展開できる場所（場所図を添付のこと）

５　その他参考となる事項
連絡責任者
市町村名：
職　　名：
氏　　名：
電話番号：
※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・続柄を記入のこと

○ 別記第 10 号様式　自衛隊の災害派遣部隊撤収要請について

初　　号
年　月　日

北　海　道　知　事　様

初　山　別　村　長　　印

自衛隊の災害派遣部隊撤収要請について

このことについて、管下　　の災害発生（人命救助等）に伴う支援部隊は、所期の目的を達成したので、次の日時に撤収されるよう要請願います。

記

年　　月　　日　　時　　分

○ 別記第 11 号様式　救急状況調書

救　急　状　況　調　書

月　日　時現在

取扱隊員	認識番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は傷病者等の特徴	傷病程度	収容医療機関名
	No.				男 女		死 重 中 軽	

○ 別記第 12 号様式　救急状況記録集計表

救　急　状　況　記　録　集　計　表

月　日　時現在

性別	死亡		重傷	中傷	軽傷	合計	収容場所	救護班名
	現場	医療機関						
男	人	人	人	人	人	人		
女								
計								

（備考）傷病者の救出及び救急状況の記録用

○ 別記第 13 号様式　世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

令和　　年　　月　　日　　時現在

初 山 別 村

世帯構成員別 ＼ 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
全　壊（焼）													
流　　失													
半　壊（焼）													
床上（下）浸水													

○ 別記第 14 号様式　物資購入（配分）計画表

物 資 購 入 （ 配 分 ） 計 画 表

令和　　年　　月　　日　　時現在

初 山 別 村

世帯 ＼ 品目	単価	人世帯 数量	世帯数	所要数	金額（円）	人世帯 数量	世帯数	所要数	金額（円）	人世帯 数量	世帯数	所要数	金額（円）	計 数量	世帯数	所要数	金額	備考
計																		

注）1　本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
　　2　「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
　　3　各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 別記第 15 号様式　物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼)　2 流失 3 半壊(焼)　4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男　人 女　人

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

令和　　年　　月　　日

住所

世帯主　氏名　　印

連絡先（避難所・電話番号等）

給付（貸与）年月日	品　名	数　量	備　考

○ 別記第16号様式　救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	

初 山 別 村

年 月 日	品　　目	単 位	摘　　要	受	払	残	備　　考
計							
道調達分							
村調達分							

注）1　「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

2　「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入すること。

3　各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、道からの受入分及び村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

4　救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

○ 別記第 17 号様式　指定避難所設置及び受入状況

初 山 別 村

指定避難所の名称	種別	開設機関 月　日から 月　日まで	実人員（人）	延人員（人）	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
計	既存建物							
	野外仮設							
	天幕							

注）1　「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
　　2　物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
　　3　他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

○ 別記第18号様式　応急仮設住宅台帳

応　急　仮　設　住　宅　台　帳

初　山　別　村

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人								円	
計	世帯										

注）1　「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
2　「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
3　「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
4　「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
5　「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
6　「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

○ 別記第 19 号様式　炊き出し給与状況

炊　き　出　し　給　与　状　況

初　山　別　村

炊き出し場所の名称	月　日			月　日			月　日			月　日			合　計	実支出額	備　考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注）　「備考」欄は、給食内容を記入すること。

○ 別記第 20 号様式　飲料水の供給簿

飲　料　水　の　供　給　簿

初　山　別　村

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	
計											

注）　給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第21号様式　物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

令和　　年　　月　　日　　時現在

初 山 別 村

住家被害程度区分		世帯主氏　名	基礎となった世帯構成人員	給与月日	物資給与の品目				実支出額	備考
					布団	毛布	○○			
			人	月　日					円	
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

令和　　年　　月　　日

給与責任者　氏名　　㊞

注）1　住家の被害程度に、全壊（焼）、流出又は半壊（焼）、床上（下）浸水の別を記入すること。
　　2　受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
　　3　「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 22 号様式　救護班活動状況

救　護　班　活　動　状　況

救護班：
班長：医師　氏名　　印

月　　日	市町村名	患者数	措　置　の　概　要	死体検案数	修　繕　費	備　　考
	初山別村	人		人	円	
計						

注）「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第 23 号様式　病院診療所医療実施状況

病　院　診　療　所　医　療　実　施　状　況

初　山　別　村

診　療 機関名	患者 氏名	診療 期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
		月　日				点	点	円	
計　　機関	人								

注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

○ 別記第24号様式　助産台帳

助　産　台　帳

初　山　別　村

分べん者 氏　　名	分べん 日　時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
			月　日～　月　日	円	
計					

○ 別記第 25 号様式　被災者救出状況記録簿

被 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

初 山 別 村

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名　称	借　上　費			修　繕　費			燃料費		
			数量	所有者（管理者）名	金　額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	
計											

注）1　他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
　　2　借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
　　3　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

○ 別記第26号様式　住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

初 山 別 村

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘要
			円	
計　　世帯				

○ 別記第27号様式　学用品の給与状況

学 用 品 の 給 与 状 況

初 山 別 村

学校名		学年	児童生徒氏名	親権者氏　名	給与月日	給与品の内訳						実支出額	備考
						教　科　書			その他学用品				
						国語	算数		鉛筆	ノート			
												円	
計	小学校		人										
	中学校		人										

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

令和　　年　　月　　日

給与責任者　氏名　　㊞

注）1　「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
　　2　「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

○ 別記第28号様式　遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

初 山 別 村

死　亡 年月日	遺体発見の日時及び場　所	死亡者 氏　名	遺　族		洗浄等の処理			遺体の一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏名	死 亡 者 との関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

○ 別記第29号様式　埋葬台帳

埋 葬 台 帳

初 山 別 村

死　亡 年月日	埋　葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺（付属品を含む。）	埋葬又は火葬料	骨つぼ	計	
						円	円	円	円	
計		人				円	円	円	円	

注）1　埋葬を行った者が村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
　　2　村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
　　3　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

○ 別記第30号様式　障害物除去の状況

障　害　物　除　去　の　状　況

初　山　別　村

住家被害程度区分		氏　　名	除去に要した期　　間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備　　考
				円		
計	半壊 半焼	世帯				
	床上 浸水	世帯				

注）1　住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

○ 別記第 31 号様式　輸送記録簿

輸　送　記　録　簿

初　山　別　村

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円	円	
計													

注）1　「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
　　2　村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
　　3　借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
　　4　借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
　　5　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

○ 別記第32号様式　賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別	

住　所	氏　名	日　額	月　分					基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日	日数	金　額	時間	金　額	
計	人	円										

注）1　本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

注）2　各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。